

## 平成29年度判事任官者研究会

## 参加者名簿

高裁管内	本務府	氏名	備考
東京	最高裁総務局	遠藤謙太郎	
	最高裁刑事局	富環志太也	
	最高裁家庭局	関洋太也	
	司研	草克也	
	東京高裁	藤靖士	
	知財高裁	水士夫	
	東京地裁	間充也	
		開英子	
		遠宏也	
		伏壯也	
		泉古也	
		池發也	
		池千也	
		大越明也	
		岡發一	
		勝明一	
		合千	
		合直	
		合英	
		合俊	
		合経	
		合美	
		合弘	
		合良	
		合雅	
		立晃	
		川花	
		立樹	
		川征	
		立か	
		川輔	
		立正	
		川樹	
		立剛	
		立徳	
		立基	
		立介	
		立子	
		立朋	
		立介	
		立晃	
		立花	
		立絵	
		立樹	
		立征	
		立か	
		立輔	
		立正	
		立樹	
		立剛	
		立徳	
		立基	
		立介	
		立子	
		立朋	
		立介	
		立晃	
		立花	
		立絵	
		立樹	
		立征	
		立か	
		立輔	
		立正	
		立樹	
		立剛	
		立徳	
		立基	
		立介	
		立子	
		立朋	
		立介	
		立晃	
		立花	
		立絵	
		立樹	
		立征	
		立か	
		立輔	
		立正	
		立樹	
		立剛	
		立徳	
		立基	
		立介	
		立子	
		立朋	
		立介	
		立晃	
		立花	
		立絵	
		立樹	
		立征	
		立か	
		立輔	
		立正	
		立樹	
		立剛	
		立徳	
		立基	
		立介	
		立子	
		立朋	
		立介	
		立晃	
		立花	
		立絵	
		立樹	
		立征	
		立か	
		立輔	
		立正	
		立樹	
		立剛	
		立徳	
		立基	
		立介	
		立子	
		立朋	
		立介	
		立晃	
		立花	
		立絵	
		立樹	
		立征	
		立か	
		立輔	
		立正	
		立樹	
		立剛	
		立徳	
		立基	
		立介	
		立子	
		立朋	
		立介	
		立晃	
		立花	
		立絵	
		立樹	
		立征	
		立か	
		立輔	
		立正	
		立樹	
		立剛	
		立徳	
		立基	
		立介	
		立子	
		立朋	
		立介	
		立晃	
		立花	
		立絵	
		立樹	
		立征	
		立か	
		立輔	
		立正	
		立樹	
		立剛	
		立徳	
		立基	
		立介	
		立子	
		立朋	
		立介	
		立晃	
		立花	
		立絵	
		立樹	
		立征	
		立か	
		立輔	
		立正	
		立樹	
		立剛	
		立徳	
		立基	
		立介	
		立子	
		立朋	
		立介	
		立晃	
		立花	
		立絵	
		立樹	
		立征	
		立か	
		立輔	
		立正	
		立樹	
		立剛	
		立徳	
		立基	
		立介	
		立子	
		立朋	
		立介	
		立晃	
		立花	
		立絵	
		立樹	
		立征	
		立か	
		立輔	
		立正	
		立樹	
		立剛	
		立徳	
		立基	
		立介	
		立子	
		立朋	
		立介	
		立晃	
		立花	
		立絵	
		立樹	
		立征	
		立か	
		立輔	
		立正	
		立樹	
		立剛	
		立徳	
		立基	
		立介	
		立子	
		立朋	
		立介	
		立晃	
		立花	
		立絵	
		立樹	
		立征	
		立か	
		立輔	
		立正	
		立樹	
		立剛	
		立徳	
		立基	
		立介	
		立子	
		立朋	
		立介	
		立晃	
		立花	
		立絵	
		立樹	
		立征	
		立か	
		立輔	
		立正	
		立樹	
		立剛	
		立徳	
		立基	
		立介	
		立子	
		立朋	
		立介	
		立晃	
		立花	
		立絵	
		立樹	
		立征	
		立か	
		立輔	
		立正	
		立樹	
		立剛	
		立徳	
		立基	
		立介	
		立子	
		立朋	
		立介	
		立晃	
		立花	
		立絵	
		立樹	
		立征	
		立か	
		立輔	
		立正	
		立樹	
		立剛	
		立徳	
		立基	
		立介	
		立子	
		立朋	
		立介	
		立晃	
		立花	
		立絵	
		立樹	
		立征	
		立か	
		立輔	
		立正	
		立樹	
		立剛	
		立徳	
		立基	
		立介	
		立子	
		立朋	
		立介	
		立晃	
		立花	
		立絵	
		立樹	
		立征	
		立か	
		立輔	
		立正	
		立樹	
		立剛	
		立徳	
		立基	
		立介	
		立子	
		立朋	
		立介	
		立晃	
		立花	
		立絵	
		立樹	
		立征	
		立か	
		立輔	
		立正	
		立樹	
		立剛	
		立徳	
		立基	
		立介	
		立子	
		立朋	
		立介	
		立晃	
		立花	
		立絵	
		立樹	
		立征	
		立か	
		立輔	
		立正	
		立樹	
		立剛	
		立徳	
		立基	
		立介	
		立子	
		立朋	
		立介	
		立晃	
		立花	
		立絵	
		立樹	
		立征	
		立か	
		立輔	
		立正	
		立樹	
		立剛	
		立徳	
		立基	
		立介	
		立子	
		立朋	
		立介	
		立晃	
		立花	
		立絵	
		立樹	
		立征	
		立か	
		立輔	
		立正	
		立樹	
		立剛	
		立徳	
		立基	
		立介	
		立子	
		立朋	
		立介	
		立晃	
		立花	
		立絵	
		立樹	
		立征	
		立か	
		立輔	
		立正	
		立樹	
		立剛	
		立徳	
		立基	
		立介	
		立子	
		立朋	
		立介	
		立晃	
		立花	
		立絵	
		立樹	
		立征	
		立か	
		立輔	
		立正	
		立樹	
		立剛	
		立徳	
		立基	
		立介	
		立子	
		立朋	
		立介	
		立晃	
		立花	
		立絵	
		立樹	
		立征	
		立か	
		立輔	
		立正	
		立樹	
		立剛	
		立徳	
		立基	
		立介	
		立子	
		立朋	
		立介	
		立晃	
		立花	
		立絵	
		立樹	
		立征	
		立か	
		立輔	
		立正	
		立樹	
		立剛	
		立徳	
		立基	
		立介	
		立子	
		立朋	
		立介	
		立晃	
		立花	
		立絵	
		立樹	
		立征	
		立か	
		立輔	

高裁管内	本務府	氏名	備考
東京	さいたま地裁熊谷支 千葉地裁	野藤嶋林口野納 宇佐賀内井日三 千葉地裁木更津支 千葉家裁 宇都宮地裁	子子敦久華子隼子二織弘格子大進司加哉章人郎月瞳方子大子類香子士之恵子
	宇都宮地裁栃木支 前橋地裁	貫納 三吉松池荒横 有達佳	里一
	静岡地裁沼津支 静岡家裁 静岡家裁浜松支	田本上井江橋木橋寄金瀬 田門井川川口崎辺田田野卷部瀬	幸政 麻政 里
	新潟家裁長岡支 大阪地裁	葉 秀智雄 美惠	宏葉 秀智雄 美惠
大阪	大阪地裁堺支 大阪地裁岸和田支	高安長大荒海黒大仲桂安山山渡植黒中坂園村橋	月瞳方子大子類香子士之恵子
	大阪家裁	秀智雄 美惠	月瞳方子大子類香子士之恵子
	大阪家裁堺支	彩陽伸 悠	月瞳方子大子類香子士之恵子

高裁管内	本務	府	氏名	備考	
大阪	京都家裁 神戸地裁	川 松 東 安 井 植 石 谷 磯 大 小 戸 岩 布 神 釜 熊 佐 長 近 竹 新 河 大 園 岩 古 今 鈴 中 中 古 下	村 本 根 原 上 田 川 池 部 原 田 崎 嶺 崎 目 谷 村 谷 藤 峰 藤 内 宅 野 和 田 田 田 賀 村 木 山 山 庄 林 山	理子 憲 正 和 有 裕 理 厚 幸 純 誉 涼 理 真 善 健 浩 し 志 義 る 孝 一 隆 瑤 真 秀 あ ゆ 周 裕 洋	久 紗 行 惠 平 郎 子 子 子 子 子 英 太 明 り 織 浩 い 昭 郎 之 稔 子 吾 雄 み 喬 子 知 順 敬 司
名古屋	神戸地裁姫路支 神戸家裁伊丹支 和歌山地裁 名古屋地裁				
	名古屋地裁半田支 名古屋地裁岡崎支				
広島	津地裁熊野支 金沢簡裁 七尾簡裁 金沢家裁 広島地裁 広島家裁 広島家裁尾道支 岡山地裁 鳥取地裁米子支 松江地裁				
福岡	福岡家裁久留米支 佐賀地裁 佐賀家裁武雄支 長崎地裁島原支 長崎家裁 大分地裁 熊本地裁 熊本家裁八代支 鹿児島家裁 鹿児島家裁鹿屋支 宮崎地裁				

高裁管内	本務 庁	氏	名	備	考
福岡	那覇地裁	川 崎	博 陽	司 介	
		宮 崎	陽 未	子 菜	
		脇 田	未 圭	郎 一	
	那覇地裁沖縄支	遠 藤	圭 渡	圭 文	
仙台	仙台家裁石巻支	石 長	博 橋	玄 博	
	福島地裁郡山支	長 高	橋 藤	佑 啓	
	福島地裁会津若松支	高 遠	藤 鳥	治 哲	
	福島家裁会津若松支	遠 白	鳥 藤	至 孝	
	盛岡地裁	白 伊	藤 洪	周 洪	
	秋田地裁能代支	伊 金	芳 川	学 平	
札幌	札幌地裁	金 穂	川 尾	泰 恭	
	札幌地裁岩見沢支	穂 大			
	札幌家裁苫小牧支	大 村			
	函館家裁	村 尾			

合計 118 人

## 平成29年度判事任官者研究会

## 日 程 表

月	日	曜	実 施 内 容									
			9:30	9:40	10:10	10:20	12:20	13:20	14:50	15:00		17:20
	7	水	所長挨拶	オリエンテーション (導入説明)	講演と意見交換 「民事裁判の現状と課題」	東京高裁部総括判事 野 山 宏	説明と意見交換 「裁判所の情報セキュリティ」	情報政策課情報セキュリティ 室長兼参事官 橋 爪 信	A班 記者 記者 司研教官 三角比呂	報道記者との座談会 「司法に求められるもの」		
2	8	木		「判事任官の意義と これからの中10年」					B班 記者 記者 司研教官 福井章代			
	9	金		司研教官 三角比呂				C班 記者 記者 司研教官 杜下弘記				
								D班 記者 記者 司研教官 横田典子				
			9:50		11:50	12:50	14:50	15:10			17:10	
			講演と意見交換 「これからの中10年に向けて（刑事裁判を担当するに当たり心がけてもらいたいこと）」		東京高裁部総括判事 若 園 敦 雄	説明と意見交換 「中堅裁判官として裁判所の組織運営を考える」	総務局第一課長 平 城 文 啓	人事局長 堀 田 真 哉				
						人事局総務課長 和 波 宏 典	人事局任用課長 馬 場 俊 宏					
			9:50		11:50	12:50			1班 司研教官 三角比呂	16:30		
			講演と意見交換 「人権について考える」				共同研究（班別） 「より良い裁判を目指して—これまでの10年、からの10年—」		2班 司研教官 福井章代			
								3班 司研教官 平出喜一				
								4班 司研教官 杜下弘記				
								5班 司研教官 横田典子				
											終了	

※懇談会を予定

平成30年2月8日

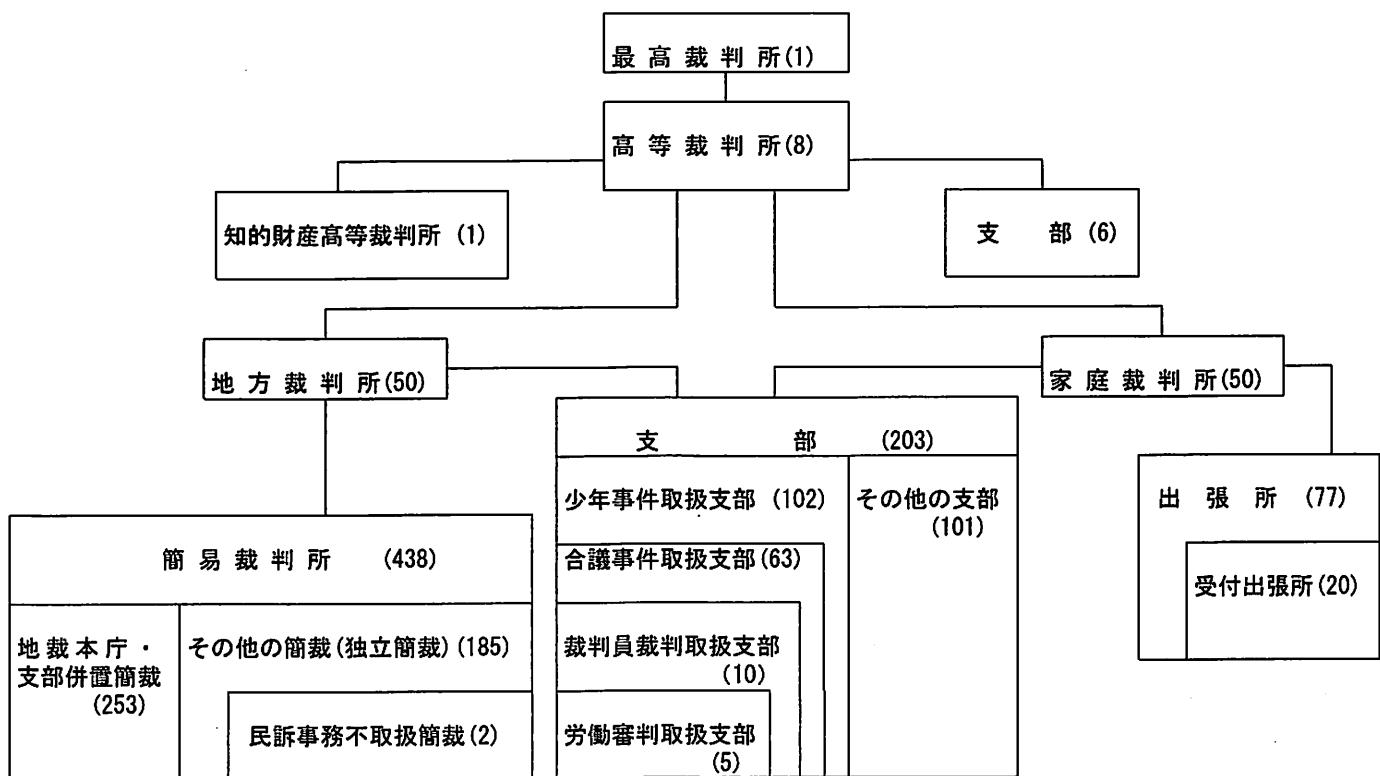
平成29年度判事任官者研究会

## 資料目録

- 資料1 裁判所の種類及び数
- 資料2 裁判所の新受事件の推移（下級裁判所）（平成19年～平成28年）
- 資料3 過去20年間（平成9年～平成28年）の平均審理期間の推移
- 資料4 裁判所職員の定員に関する根拠法令
- 資料5 裁判所予算定員の推移
- 資料6 裁判所機構図
- 資料7 地方裁判所本庁の組織図
- 資料8 下級裁判所事務処理規則
- 資料9 大法廷首席書記官等に関する規則
- 資料10 裁判所職員採用試験等の概要
- 資料11 裁判所の官職等
- 資料12 行政職俸給表（一）
- 資料13 裁判所職員の官職別・男女別人員構成（H29.7.1現在）
- 資料14 行（一）職員の年齢構成（H29.7.1現在）
- 資料15 裁判所における男女別・試験別採用状況
- 資料16 書記官事務の整理の取組の全体像

(平成30.2.8現在)

## 裁判所の種類及び数



## 〔昭和63年5月以降の状況〕

簡 裁	地家裁支部	家裁出張所
〔昭和62年法律第90号による改正〕		〔昭和62年規則第6号による改正〕
昭63.5.1 (改正前575庁)		昭63.5.1 (改正前96庁)
・小規模独簡 101庁廃止		・37庁廃止
・事務移転庁 21庁廃止		
・北九州市内の門司簡裁を小倉簡裁に集約		
	〔平成元年規則第5号による改正〕	〔平成元年規則第5号による改正〕
	平2.4.1 (改正前242庁)	平2.4.1 家裁出張所20庁新設
	・41庁廃止	
	・権限甲号と乙号の区別廃止	
平4.1.1 所沢簡裁新設		
平5.4.1 大阪市内の3簡裁を大阪簡裁に集約	平5.4.1 札幌地家裁苫小牧支部新設	平5.4.1 札幌家裁苫小牧出張所廃止
平5.4.8 名古屋市内の2簡裁を名古屋簡裁に集約		
平6.9.1 都内11簡裁を東京簡裁に集約	平6.4.1 横浜地家裁相模原支部新設	平6.4.1 横浜家裁相模原出張所廃止
平8.4.1 町田簡裁新設		

裁判所の新受事件の推移 (下級裁判所)

	高 裁			地 裁				家 裁					簡 裁					
	民事訴訟	刑事訴訟	計	民 事			刑事訴訟	計	家 事		人 事	少 年	計	民 事			刑事訴訟	計
				訴 訟	執 行	破 産			審 判	調 停				訴 訟	督 促	調 停		
A 19年	17,154	8,186	25,340	189,037	259,475	157,889	97,828	704,229	583,426	130,061	11,488	155,353	880,328	498,312	364,665	254,013	14,178	1,131,168
20年	17,407	7,805	25,212	206,952	277,379	140,941	93,568	718,840	596,945	131,093	10,856	139,966	878,860	573,299	388,230	148,242	13,678	1,123,449
21年	17,513	7,229	24,742	243,909	267,331	137,957	92,777	741,974	621,316	138,240	10,980	138,806	909,342	680,009	420,196	105,637	13,506	1,219,348
22年	21,085	6,803	27,888	238,889	247,643	131,370	86,387	704,289	633,337	140,557	11,522	132,650	918,066	605,176	351,451	79,535	12,164	1,048,326
23年	21,165	6,824	27,989	212,596	230,293	110,451	80,608	633,948	636,757	137,390	11,537	123,563	909,247	540,932	329,114	63,009	11,113	944,168
24年	21,133	6,556	27,689	175,765	222,796	92,555	76,588	567,704	672,683	141,802	11,583	107,280	933,348	419,572	281,724	48,627	10,105	760,028
25年	19,006	6,091	25,097	158,660	213,290	81,136	71,771	524,857	734,228	139,593	10,735	97,985	982,541	347,334	256,359	42,821	9,842	656,356
26年	17,650	5,905	23,555	151,636	207,525	73,370	72,776	505,307	730,609	137,207	10,653	86,482	964,951	331,477	248,477	40,063	8,694	628,711
27年	17,179	6,017	23,196	152,529	198,108	71,533	75,566	497,736	784,084	140,827	10,500	73,299	1,008,710	333,510	236,492	37,445	7,821	615,268
B 28年	16,395	6,124	22,519	155,740	198,899	71,838	71,900	498,377	835,715	140,642	10,137	63,493	1,049,987	337,456	275,165	35,708	6,991	655,320
指 B — ×100 数 A	96	75	89	82	77	45	73	71	143	108	88	41	119	68	75	14	49	58

平成27年	17,179	6,017	23,196	152,529	198,108	71,533	75,566	497,736	784,084	140,827	10,500	73,299	1,008,710	333,510	236,492	37,445	7,821	615,268
平成28年	16,395	6,124	22,519	155,740	198,899	71,838	71,900	498,377	835,715	140,642	10,137	63,493	1,049,987	337,456	275,165	35,708	6,991	655,320
増・減(-)	-4.6%	1.8%	-2.9%	2.1%	0.4%	0.4%	-4.9%	0.1%	6.6%	-0.1%	-3.5%	-13.4%	4.1%	1.2%	16.4%	-4.6%	-10.6%	6.5%
	-784	107	-677	3,211	791	305	-3,666	641	51,631	-185	-363	-9,806	41,277	3,946	38,673	-1,737	-830	40,052

(注) 1 高・地・簡裁の民事訴訟事件は、それぞれ、次に掲げる事件の合計である。

高裁…控訴、上告、再審(訴訟)、行政第一審、行政控訴、行政再審(訴訟)

地裁…通常訴訟、人事訴訟、手形・小切手訴訟、控訴、再審(訴訟)、行政第一審訴訟、行政再審(訴訟)

簡裁…通常訴訟、手形・小切手訴訟、再審(訴訟)、少額訴訟、少額訴訟判決に対する異議申立

2 地裁の執行事件は、強制執行(不動産、債権)、配当等手続、担保権実行としての競売(不動産、債権)及び財産開示の合計数である。

3 家裁の人事訴訟には、人事訴訟に係る請求の原因である事実によって生じた損害の賠償に関する請求を目的とする訴えを含む。

4 少年の一般保護事件には、準少年保護を含む。

5 増・減の欄は、平成28年の事件数を平成27年の事件数と比較したもので、上段は増減の割合(パーセント)を示す。

過去20年間（平成9年～平成28年）の平均審理期間の推移（単位：月）

	既 濟						未 濟					
	高 裁		地 裁		簡 裁		高 裁		地 裁		簡 裁	
	民 事	刑 事	民 事	刑 事	民 事	刑 事	民 事	刑 事	民 事	刑 事	民 事	刑 事
	通 常	控 訴 審	通 常	控 訴 審	通 常	控 訴 審	通 常	控 訴 審	通 常	控 訴 審	通 常	控 訴 審
9	9.9	4.1	10.0	3.1	2.4	2.2	9.1	4.6	13.6	4.3	4.0	1.9
10	9.8	4.1	9.3	3.1	2.3	2.2	9.3	4.1	13.2	4.2	3.7	1.8
11	9.0	3.9	9.2	3.2	2.2	2.2	9.0	3.8	12.6	3.6	3.7	2.0
12	8.4	3.7	8.8	3.2	2.1	2.2	8.3	3.6	11.7	3.4	3.5	1.8
13	7.9	3.9	8.5	3.3	2.0	2.3	7.4	3.3	11.2	3.4	3.4	1.7
14	7.4	3.7	8.3	3.2	2.0	2.2	7.0	3.3	10.9	3.4	3.4	1.7
15	7.1	3.6	8.2	3.2	2.0	2.3	6.8	3.0	10.3	3.4	3.4	1.6
16	6.9	3.3	8.3	3.2	2.0	2.3	6.5	3.0	10.5	3.4	3.4	1.6
17	6.5	3.3	8.4	3.2	2.1	2.2	6.0	2.8	9.9	3.4	3.3	1.7
18	6.2	3.2	7.8	3.1	2.1	2.1	5.6	2.8	9.1	3.3	3.2	1.6
19	5.9	3.3	6.8	3.0	2.2	2.1	5.8	2.7	8.5	3.2	3.3	1.6
20	5.9	3.1	6.5	2.9	2.3	2.0	5.7	2.8	8.3	2.9	3.3	1.6
21	6.0	3.2	6.5	2.9	2.6	2.0	5.4	2.7	7.7	3.0	3.4	1.6
22	5.6	3.2	6.8	2.9	2.8	2.1	5.3	2.5	8.3	3.2	3.4	1.6
23	5.9	3.1	7.5	3.0	2.9	2.1	5.2	2.7	9.0	3.2	3.5	1.6
24	5.4	3.1	7.8	3.0	2.6	2.1	5.5	2.9	9.3	3.4	3.6	1.8
25	5.2	3.2	8.2	3.1	2.6	2.0	6.3	2.5	9.7	3.1	3.9	1.7
26	5.5	3.1	8.5	3.0	2.7	2.1	6.7	2.5	9.8	3.2	4.0	1.6
27	6.1	3.2	8.7	3.0	2.8	2.2	5.9	2.6	9.8	3.4	3.9	1.5
28	5.8	3.3	8.6	3.2	2.8	2.2	5.4	2.4	10.0	3.5	3.7	1.7

- (注) 1 民事（既済）は再審事件を含む（ただし、平成10年以降は再審事件を含まない。）。
- 2 刑事（既済）は再審事件を含む。
- 3 民事（未済）は中断・中止を除く（ただし、平成11年以降は中断・中止を含む。）。
- 4 簡裁民事の平成10年以降は少額訴訟から通常移行したものと含む。

裁判所職員の定員に関する根拠法令

	裁判所法 (昭和22年4月16日法律第59号)	裁判所職員定員法 (昭和26年3月30日法律第53号)	合計
裁判官	<p>(第5条)</p> <p>最高裁判所の裁判官 最高裁判所長官 1人 最高裁判所判事 14人</p> <p>(第5条)</p> <p>下級裁判所の裁判官 高等裁判所長官 ..... 8人 判事 ..... 2,035人 判事補 ..... 977人 簡易裁判所判事 ..... 806人 (計3,826人)</p> <p>(員数は別に法律で定める)</p>		3,841人
一般職	<p>(第65条の2)</p> <p>裁判官以外の裁判所の職員 ..... 21,883人</p> <p>(員数等は別に法律で定める)</p>		21,883人
合計	15人	25,709人	25,724人

(注) 平成29年改正後

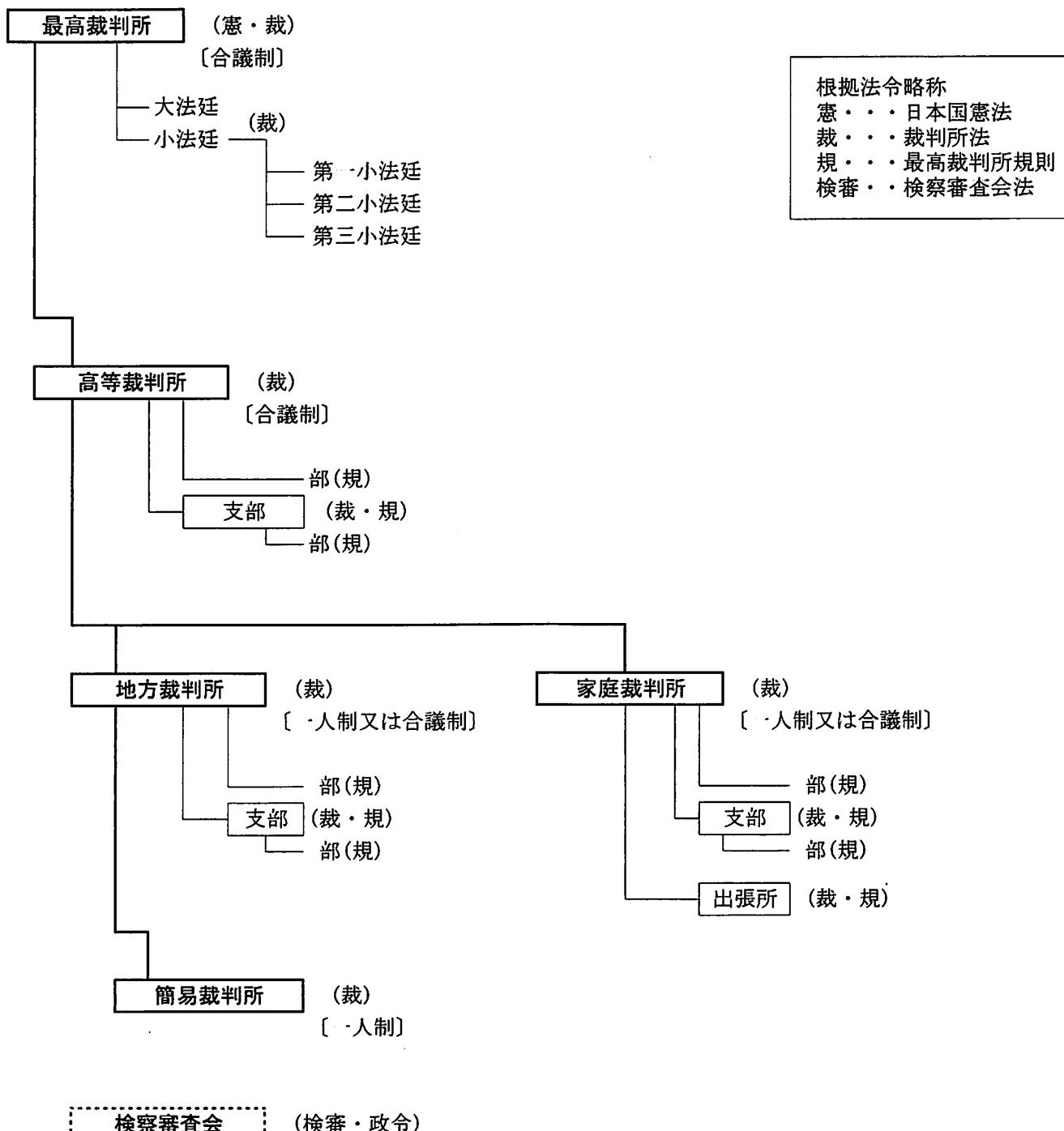
## 裁判所予算定員の推移

		平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度
裁 判 官	最高裁長官・最高 裁判事・高裁長官	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23
	判事	1,597	1,637	1,677	1,717	1,782	1,827	1,857	1,889	1,921	1,953	1,985	2,035
	判事補	915	950	985	1,020	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	977
	簡裁判事	806	806	806	806	806	806	806	806	806	806	806	806
	計	3,341	3,416	3,491	3,566	3,611	3,656	3,686	3,718	3,750	3,782	3,814	3,841
	書記官	9,030	9,160	9,280	9,405	9,480	9,560	9,640	9,688	9,732	9,771	9,810	9,834
一 般 職	速記官	325	305	285	270	260	245	240	235	230	225	220	215
	家裁調査官 (補)	1,591	1,591	1,591	1,596	1,596	1,596	1,596	1,596	1,596	1,596	1,596	1,596
	事務官	9,365	9,355	9,355	9,345	9,345	9,345	9,335	9,325	9,315	9,316	9,317	9,334
	その他	1,775	1,675	1,575	1,473	1,408	1,343	1,248	1,182	1,117	1,046	975	904
	計	22,086	22,086	22,086	22,089	22,089	22,089	22,059	22,026	21,990	21,954	21,918	21,883
	合計	25,427	25,502	25,577	25,655	25,700	25,745	25,745	25,744	25,740	25,736	25,732	25,724

## 裁判所機構図

裁判所の機構は、日本国憲法や裁判所法などの各種法令に基づき定められており、大別すると、裁判部門と司法行政部門に分けられます。裁判部門では、裁判官が合議制又は一人制で各種の事件（民事事件、刑事事件、家事事件、少年事件）を審理裁判します。司法行政部門では、意思決定機関である裁判官会議のもと、これを補佐する機関として事務総局や事務局（総務課、人事課、会計課等）、研修所などが設置され、裁判事務の合理的、効率的な運用を図るために、人や設備などの面で裁判部門を支援する事務を行っています。このほか、司法行政に関する事項について調査審議する各種の委員会が設置されています。

### 一 裁 判 部 門 一



(注) 特別の支部として、東京高等裁判所に知的財産高等裁判所が設けられている（知的財産高等裁判所設置法）。

## 一 司法行政部門 一

## 最高裁判所 (憲・裁)

## 〔裁判官会議〕

事務総局(裁・規・程)

- 秘書課
- 広報課
- 19報以求
- 総務局
- 人事局
- 経理局
- 民事局
- 刑事局
- 行政局
- 家庭局

民事規則制定諮問委員会(規)

刑事規則制定諮問委員会(規)

家庭規則制定諮問委員会(規)

一般規則制定諮問委員会(規)

裁判所書記官制度調査委員会(規)

裁判所経費審査委員会(規)

最高裁判所統計委員会(規)

最高裁判所図書館委員会(規)

司法修習生考試委員会(規)

司法修習委員会(規)

簡易裁判所判事選考委員会(規)

民事関係訴訟委員会(規)

建築関係訴訟委員会(規)

下級裁判所裁判官指名諮問委員会(規)-地域委員会(規)

判例委員会(程)

裁判所書記官等試験委員会(程)

家庭裁判所調査官試験委員会(程)

契約監視委員会(程)

入札監視委員会(入契・程)

総合評価審査委員会(品確・程)

司法研修所(裁・規)-事務局(規)

裁判所職員総合研修所(裁・規)-事務局(規)

最高裁判所図書館(裁・規)

裁判所職員倫理審査会(国倫・規)

裁判所職員再就職等監視委員会(国・規)

裁判所職員退職手当審査会(国退・規)

最高裁判所行政不服審査委員会(規)

## 高等裁判所 (裁)

## 〔裁判官会議〕

事務局(裁・規)

支部(裁・規)

庶務課(規)

家庭裁判所 (裁)

## 〔裁判官会議〕

## 地方裁判所 (裁)

## 〔裁判官会議〕

事務局(裁・規)

簡易裁判所判事推薦委員会(規)

地方裁判所委員会(規)

事務局(裁・規)

家庭裁判所委員会(規)

支部(裁・規)

庶務課(規)

支部(裁・規)

庶務課(規)

## 簡易裁判所 (裁)

事務部(規)

庶務課(規)

## 検察審査会

事務局(検審・政令)

## 根拠法令略称

憲...日本国憲法

裁...裁判所法

規...最高裁判所規則

程...最高裁判所規程

検審...検察審査会法

国...国家公務員法

裁判所職員臨時措置法

国倫...国家公務員倫理法

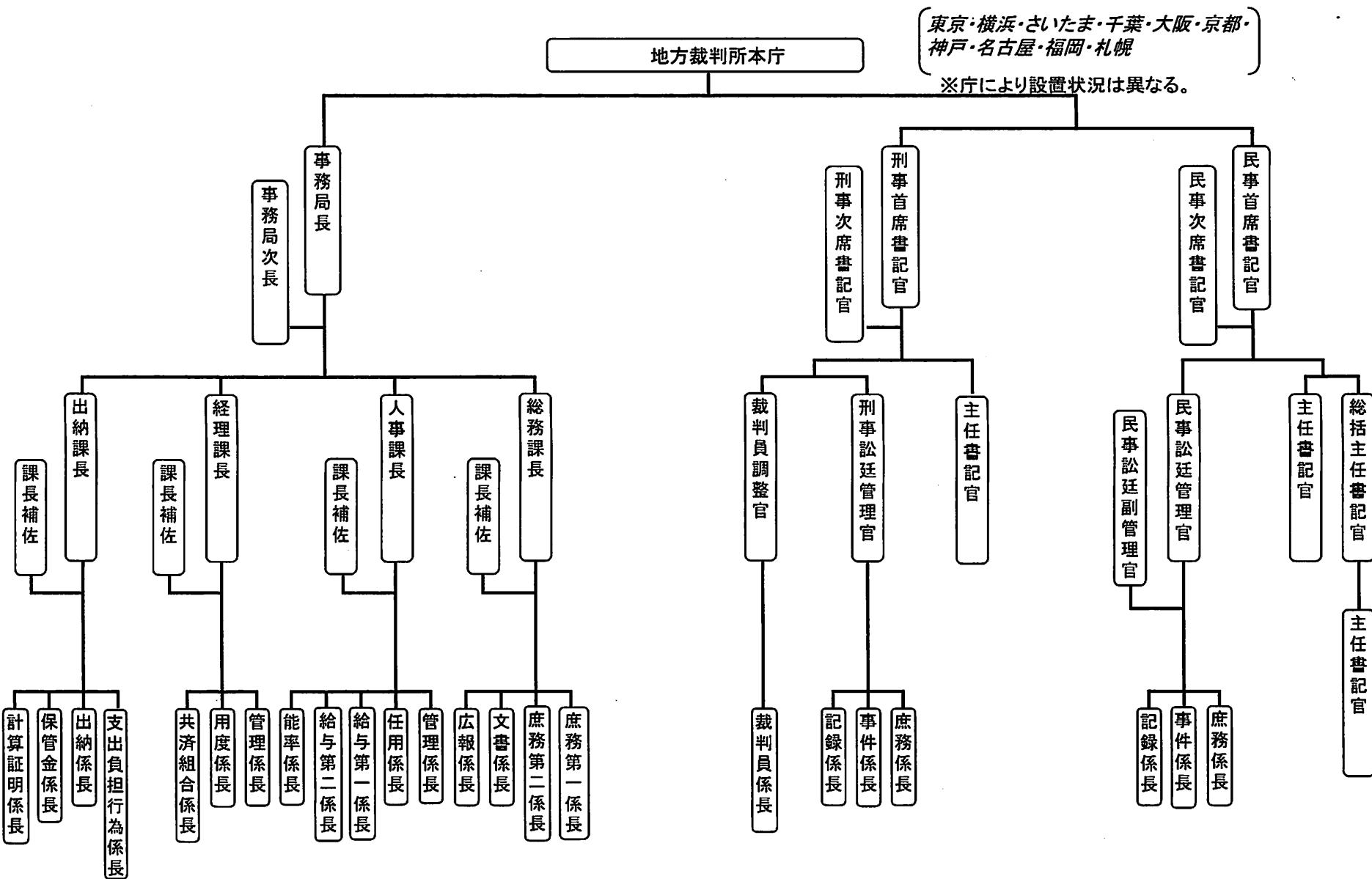
裁判所職員臨時措置法

国退...国家公務員退職手当法

入契...公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

品確...公共工事の品質確保の促進に関する法律

(注) 知的財産高等裁判所には、「知的財産高等裁判所に勤務する裁判官の会議」、「知的財産高等裁判所事務局」が置かれている(知的財産高等裁判所設置法)。



## 下級裁判所事務処理規則

改正	昭和23年8月18日最高裁判所規則第16号
	昭和23年12月28日最高裁判所規則第38号
	昭和24年7月1日最高裁判所規則第12号
	昭和25年11月15日最高裁判所規則第25号
	昭和28年6月30日最高裁判所規則第9号
	昭和29年6月1日最高裁判所規則第8号
	昭和30年11月17日最高裁判所規則第10号
	昭和32年6月15日最高裁判所規則第11号
	昭和34年10月1日最高裁判所規則第12号
	昭和39年3月26日最高裁判所規則第2号
	昭和40年3月31日最高裁判所規則第5号
	昭和41年10月15日最高裁判所規則第8号
	昭和44年3月25日最高裁判所規則第1号
	昭和44年9月1日最高裁判所規則第6号
	昭和48年7月16日最高裁判所規則第5号
	昭和59年3月29日最高裁判所規則第2号
	昭和61年10月30日最高裁判所規則第5号
	昭和63年7月20日最高裁判所規則第4号
	平成6年6月30日最高裁判所規則第3号
	平成16年3月31日最高裁判所規則第7号
	平成17年2月14日最高裁判所規則第7号
	平成24年3月12日最高裁判所規則第2号

下級裁判所事務処理規則を次のように定める。

## 下級裁判所事務処理規則

第一条 この規則で、裁判所とは、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所をいう。

(昭二三最裁規三八・一部改正)

第二条 司法年度は、一月一日に始まり、十二月三十一日に終る。

第三条 高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の各支部に勤務する裁判官が一人のときは、その裁判官を支部長とし、二人以上のときは、最高裁判所がそのうちの一人に支部長を命ずる。

② 支部長は、当該支部の事務を総括する。

(昭二三最裁規三八・一部改正)

第四条 各高等裁判所及び各地方裁判所に部を置く。高等裁判所及び地方裁判所の支部並びに家庭裁判所及び家庭裁判所の支部に部を置くことができる。

② 部の数は、最高裁判所が当該高等裁判所の長官又は当該地方裁判所若しくは家庭裁判所の所長の意見を聞いて、これを定める。

③ 部には、合議体を構成するに足りる裁判官を置く。

④ 部に属する裁判官のうち一人は、部の事務を総括する。

⑤ 前項の規定により部の事務を総括する裁判官は、高等裁判所長官、地方裁判所長、

家庭裁判所長又は知的財産高等裁判所長若しくは高等裁判所、地方裁判所若しくは家庭裁判所の支部長が属する部においては、その者とし、その他の部においては、毎年あらかじめ、最高裁判所が、当該高等裁判所の長官又は当該地方裁判所若しくは家庭裁判所の所長の意見を聞いて、指名した者とする。

⑥ 最高裁判所は、前項の指名を受けた裁判官に病気その他の事由により引き続き差支のあるときは、当該高等裁判所の長官又は当該地方裁判所若しくは家庭裁判所の所長の意見を聞いて、その指名を取り消すことができる。

(昭二三最裁規三八・昭二九最裁規八・昭三〇最裁規一〇・昭五九最裁規二・平一七最裁規七・一部改正)

第五条 合議体は、一の部又は支部の裁判官でこれを構成する。

② 合議体では、第三条第二項又は前条第四項の裁判官が裁判長となる。但し、部が置かれない家庭裁判所においては、家庭裁判所長が裁判長となる。

③ 前項の裁判官に差し支えのあるときは、第六条第一項又は第三項の規定により定められた順序により、他の裁判官が裁判長となる。

(昭二三最裁規三八・平一七最裁規七・一部改正)

第六条 高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所における裁判事務の分配、裁判官の配置及び裁判官に差支のあるときの代理順序については、毎年あらかじめ、当該裁判所の裁判官会議の議により、これを定める。

② 各部又は各支部の裁判官に対する裁判事務の分配は、当該部又は当該支部において、これを定める。

③ 前二項の規定にかかわらず、知的財産高等裁判所における裁判事務の分配、裁判官の配置及び裁判官に差し支えのあるときの代理順序については、毎年あらかじめ、知的財産高等裁判所に勤務する裁判官の会議の議により、これを定め、知的財産高等裁判所の各部の裁判官に対する裁判事務の分配は、当該部において、これを定める。

(昭二三最裁規三八・平一七最裁規七・一部改正)

第七条 前条第一項又は第三項（各部の裁判官に対する裁判事務の分配に係る部分を除く。）の規定により定められた事務の分配、裁判官の配置及び裁判官に差し支えのあるときの代理順序は、一の部の事務が多過ぎる場合、裁判官が退官、転官又は転所した場合その他長期にわたる欠勤等のために裁判官に引き続き差支のある場合を除いては、司法年度中、これを変更しない。

(平一七最裁規七・一部改正)

第八条 二人以上の裁判官を置く簡易裁判所の裁判官に対する裁判事務の分配及び簡易裁判所の裁判官に差支のあるときの代理順序は、毎年あらかじめ、監督地方裁判所が、これを定める。

② 前条の規定は、前項の規定により定められた事務の分配及び裁判官に差支のあるときの代理順序について、これを準用する。

第九条 開廷の日割は、各裁判所が、毎年あらかじめ、これを定め、庁内の公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。但し、簡易裁判所においては、司法行政事務を掌理する裁判官がこれを定める。

② 前項本文の規定にかかわらず、知的財産高等裁判所における開廷の日割は、知的財産高等裁判所が、毎年あらかじめ、これを定め、庁内の公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。

(平一七最裁規七・一部改正)

第十条 裁判官が、その勤務する裁判所の所在地外で職務を行おうとするときは、当該裁判所にその旨を届け出なければならない。

第十条の二 第四条の部に裁判所書記官及び裁判所速記官を置く。

② 各地方裁判所及び各家庭裁判所の裁判官で第四条の部に属しないもの及び各簡易裁判所の裁判官は、前項の規定の適用については、第四条の部とみなす。

（昭二五最裁規二五・追加、昭三二最裁規一一・昭四〇最裁規五・平一六最裁規七・一部改正）

第十一条 裁判所は、当該裁判所及び管轄区域内の裁判所の裁判所書記官及び裁判所速記官に、互いにその職務を補助させることができる。

（昭二四最裁規一二・昭三二最裁規一一・昭四〇最裁規五・平一六最裁規七・一部改正）

第十二条 裁判官会議は、高等裁判所においては高等裁判所長官が、地方裁判所においては地方裁判所長が、家庭裁判所においては家庭裁判所長が、必要に応じてこれを招集する。

（昭二三最裁規三八・一部改正）

第十三条 各高等裁判所、各地方裁判所又は各家庭裁判所の判事（判事の権限を有する判事補を含む。）の三分の一以上が会議の目的及び招集の理由を明らかにして請求したときは、高等裁判所長官、地方裁判所長又は家庭裁判所長は、速やかに裁判官会議を招集しなければならない。

（昭二三最裁規三八・一部改正）

第十四条 裁判官会議の議に付すべき事項は、あらかじめ、当該裁判官会議を組織する各裁判官にこれを通知しなければならない。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

第十五条 裁判官会議は、公開しない。但し、裁判官会議の許可を受けた者は、これを傍聴することができる。

② 判事補（判事の権限を有する者を除く。）及び高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の裁判官の職務を行う裁判官は、所属の裁判所又は当該職務を行う裁判所の裁判官会議に出席して、意見を述べることができる。

③ 事務局長は、裁判官会議に出席して、意見を述べることができる。但し、裁判官会議において適當と認めるときは、その出席を拒み、又はこれを退席させることができる。

④ 首席書記官及び首席家庭裁判所調査官は、所管事務に関し、裁判官会議に出席して、意見を述べることができる。この場合においては、前項但書の規定を準用する。

⑤ 裁判官会議において適當と認めるときは、当該裁判官会議を組織する裁判官以外の者の出席を求めて、説明又は意見を聞くことができる。

（昭二三最裁規三八・昭二五最裁規二五・昭四一最裁規八・一部改正）

第十五条の二 檢察審査会事務局長は、当該検察審査会の所在地を管轄する地方裁判所の定めるところにより、検察審査会の事務局の職員に関する事項について、裁判官会議に出席して、意見を述べることができる。

（昭四四最裁規六・追加）

第十六条 裁判官会議は、当該裁判官会議を組織する裁判官の半数以上が出席しなければ決議をすることができない。

第十七条 裁判官会議の議事は、出席裁判官の過半数でこれを決し、可否同数のとき

は、議長の決するところによる。

第十八条 裁判官会議の議事については、議事録を作らなければならない。

② 議事録には、出席者の氏名、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及びこれを作つた者が、これに署名しなければならない。

第十九条 緊急の事情のため裁判官会議を開くことができない場合には、高等裁判所長官、地方裁判所長又は家庭裁判所長は、応急の措置を講ずることができる。この場合には、次の裁判官会議において承認を得なければならない。

(昭二三最裁規三八・一部改正)

第二十条 司法行政事務は、裁判官会議の議により、その一部を当該裁判官会議を組織する一人又は二人以上の裁判官に委任することができる。

② 裁判官が、前項の規定により、その委任された事務を処理したときは、次の裁判官会議にこれを報告しなければならない。

第二十条の二 第十二条から前条まで（第十五条の二を除く。）の規定は、知的財産高等裁判所に勤務する裁判官の会議について準用する。この場合において、第十二条中「高等裁判所においては高等裁判所長官が、地方裁判所においては地方裁判所長が、家庭裁判所においては家庭裁判所長が」とあるのは「知的財産高等裁判所長が」と、第十三条中「各高等裁判所、各地方裁判所又は各家庭裁判所の判事（判事の権限を有する判事補を含む。）」とあるのは「知的財産高等裁判所に勤務する判事」と、同条及び第十九条中「高等裁判所長官、地方裁判所長又は家庭裁判所長」とあるのは「知的財産高等裁判所長」と、第十五条第二項中「判事補（判事の権限を有する者を除く。）及び高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の裁判官の職務を行う裁判官」とあるのは「高等裁判所の裁判官の職務を行う裁判官のうち知的財産高等裁判所に勤務する裁判官」と、同条第三項中「事務局長」とあるのは「知的財産高等裁判所事務局長」と、同条第四項中「首席書記官及び首席家庭裁判所調査官」とあるのは「知的財産高等裁判所首席書記官」と読み替えるものとする。

(平一七最裁規七・追加)

第二十一条 高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長は、所属の裁判所の監督に服する裁判所職員に対し、事務の取扱及び行状について注意を与えることができる。

(昭二三最裁規三八・一部改正)

第二十二条 各高等裁判所長官、各地方裁判所長、各家庭裁判所長、各支部長又は部の事務を総括する各裁判官に差支のある場合において、司法行政事務についてこれを代理する者の順序は、毎年あらかじめ、所属の裁判所の裁判官会議の議により、これを定める。

② 前項の規定による代理順序を変更する必要が生じたときは、当該裁判官会議の議により、これを変更する。

③ 第一項の規定にかかわらず、知的財産高等裁判所長又は知的財産高等裁判所の部の事務を総括する各裁判官に差し支えのある場合において、司法行政事務についてこれを代理する者の順序は、毎年あらかじめ、知的財産高等裁判所に勤務する裁判官の会議の議により、これを定める。

④ 第二項の規定は、前項の規定による代理順序について準用する。この場合において、第二項中「裁判官会議」とあるのは、「知的財産高等裁判所に勤務する裁判官の会議」と読み替えるものとする。

(昭二三最裁規三八・平一七最裁規七・一部改正)

第二十三条 司法行政事務を掌理する簡易裁判所の裁判官に差支のある場合において、これを代理する者の順序は、毎年あらかじめ、所属の裁判所を監督する地方裁判所が、これを定める。

② 前項の規定による代理順序を変更する必要が生じたときは、監督地方裁判所がこれを変更する。

第二十四条 各高等裁判所の事務局に総務課、人事課及び会計課を、各地方裁判所及び各家庭裁判所の事務局に総務課及び会計課を置く。

② 高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所の各支部並びに各簡易裁判所に庶務課を置く。

③ 前項の規定にかかわらず、知的財産高等裁判所事務局に庶務第一課及び庶務第二課を置く。

④ 第二項の規定にかかわらず、最高裁判所の指定する簡易裁判所に、その庶務をつかさどらせるため、事務部を置く。事務部に第一課及び第二課を置く。

⑤ 各高等裁判所、各地方裁判所及び各家庭裁判所の事務局に事務局次長一人（最高裁判所の指定する裁判所にあつては最高裁判所の定める員数）を置き、裁判所事務官の中から、最高裁判所が、これを補する。事務局次長は、事務局長を助け、事務局の事務を整理する。

⑥ 知的財産高等裁判所事務局に知的財産高等裁判所事務局長を置き、裁判所事務官の中から、最高裁判所が、これを補する。知的財産高等裁判所事務局長は、知的財産高等裁判所長の監督を受けて、知的財産高等裁判所事務局の事務を掌理し、知的財産高等裁判所事務局の職員を指揮監督する。

⑦ 第四項に規定する事務部に事務部長を置き、裁判所事務官の中から、最高裁判所が、これを補する。事務部長は、簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官の監督を受けて、事務部の事務を掌理し、事務部の職員を指揮監督する。

⑧ 各課に課長一人を置き、当該裁判所に勤務する裁判所事務官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、高等裁判所の課長については当該高等裁判所が、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の課長については当該裁判所の所在地を管轄する高等裁判所が、これを命ずる。課長は、上司の命を受けて課の事務を掌理する。

⑨ 各課の組織及び所掌事務については、最高裁判所が別に定める。

⑩ 裁判所は、特別の事情があるときは、最高裁判所の認可を得て、第一項及び第二項の規定に異なる定をすることができる。

(昭三四最裁規一二・全改、昭三九最裁規二・昭四四最裁規一・昭四四最裁規六・昭四八最裁規五・昭六一最裁規五・昭六三最裁規四・平六最裁規三・平一七最裁規七・平二四最裁規二・一部改正)

第二十五条 削除（昭二八最裁規九）

第二十六条 地方裁判所又は家庭裁判所が、最高裁判所に、簡易裁判所が、最高裁判所又はその監督上級の高等裁判所に指示を求め、又は報告をするには、特別の定のある場合を除いて、中間の監督上級裁判所を経由しなければならない。但し、緊急の事項については、直接に指示を求め、又は報告をすることができる。この場合においては、当該地方裁判所、当該家庭裁判所又は当該簡易裁判所は、速やかに中間の監督上級裁判所にその旨を報告しなければならない。

(昭二三最裁規三八・一部改正)

第二十七条 裁判所と中央官庁、外国に在る日本の官庁及び外国官庁との間に文書を往復するには、特別の定のある場合を除いて、最高裁判所を経由しなければならない。但し、中央官庁との間に訴訟書類を往復する場合は、この限りでない。

第二十八条 各高等裁判所、各地方裁判所、各家庭裁判所、知的財産高等裁判所及び司法行政事務を掌理する簡易裁判所の各裁判官は、この規則の施行に関する必要な事項を定めることができる。ただし、司法行政事務を掌理する簡易裁判所の裁判官が定める場合には、当該裁判所を監督する地方裁判所の認可を得なければならない。

(昭二三最裁規三八・平一七最裁規七・一部改正)

#### 附則

この規則は、昭和二十三年十月一日から、これを施行する。

附則（昭和二三年一二月二八日最高裁判所規則第三八号）抄

第八条 この規則は、昭和二十四年一月一日から施行する。

附則（昭和二四年七月一日最高裁判所規則第一二号）

この規則は、昭和二十四年七月一日から施行する。

附則（昭和二五年一一月一五日最高裁判所規則第二五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和二八年六月三〇日最高裁判所規則第九号）

この規則は、昭和二十八年七月一日から施行する。

附則（昭和二九年六月一日最高裁判所規則第八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和三〇年一一月一七日最高裁判所規則第一〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和三二年六月一五日最高裁判所規則第一一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和三四年一〇月一日最高裁判所規則第一二号）

1 この規則は、昭和三十四年十一月一日から施行する。

2 この規則施行の際現に課長又は主任の職にある者は、この規則による改正後の第二十四条の規定により、この規則施行の日に、それぞれ課長又は室長を命ぜられたものとみなす。

附則（昭和三九年三月二六日最高裁判所規則第二号）抄

1 この規則は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附則（昭和四〇年三月三一日最高裁判所規則第五号）

この規則は、昭和四十年四月一日から施行する。

附則（昭和四一年一〇月一五日最高裁判所規則第八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和四四年三月二五日最高裁判所規則第一号）

この規則は、昭和四十四年四月一日から施行する。

附則（昭和四四年九月一日最高裁判所規則第六号）抄

1 この規則は、昭和四十四年十月一日から施行する。

2 この規則施行の際現に資料室長の職にある者は、別に辞令を発せられないときは、当該裁判所の資料課長を命ぜられたものとみなす。

附則（昭和四八年七月一六日最高裁判所規則第五号）

この規則は、昭和四十八年八月一日から施行する。

附則（昭和五九年三月二九日最高裁判所規則第二号）

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附則（昭和六一年一〇月三〇日最高裁判所規則第五号）

この規則は、昭和六十一年十一月一日から施行する。

附則（昭和六三年七月二〇日最高裁判所規則第四号）

この規則は、昭和六十三年八月一日から施行する。

附則（平成六年六月三〇日最高裁判所規則第三号）

この規則は、平成六年八月一日から施行する。

附則（平成一六年三月三一日最高裁判所規則第七号）抄

1 この規則は、裁判所法の一部を改正する法律（平成十六年法律第八号）の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

附則（平成一七年二月一四日最高裁判所規則第七号）

この規則は、知的財産高等裁判所設置法（平成十六年法律第百十九号）の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

附則（平成二四年三月一二日最高裁判所規則第二号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

## 大法廷首席書記官等に関する規則（原文は縦書き）

	昭和二十九年六月一日最高裁判所規則第九号
改正	昭和三〇年三月一日最高裁判所規則第一号
	同三四年一〇月一日同第一三号
	同三八年四月二二日同第五号
	同四〇年一月二九日同第二号
	同四〇年三月三一日同第五号
	同四二年六月一〇日同第六号
	同四三年四月二〇日同第一号
	同四四年九月一日同第七号
	同四五年五月二五日同第四号
	同五三年二月三日同第一号
	同五六六年三月三〇日同第三号
	平成六年六月三〇日同第三号
	同九年十一月二六日同第六号
	同一〇年七月二七日同第三号
	同一一二年七月一九日同第一〇号
	同一六年三月三一日同第七号
	同一七年二月一四日同第七号
	同一七年七月二七日同第一一号
	同一九年三月二九日同第三号
	同二〇年五月三〇日同第七号
	同二二年三月一七日同第二号
	同二三年七月二九日同第二号

首席書記官等に関する規則を次のように定める。

## 大法廷首席書記官等に関する規則

（昭五六最裁規三・改称）

首席書記官等に関する規則（昭和二十五年最高裁判所規則第二十六号）の全部を改正する。

（大法廷首席書記官及び小法廷首席書記官）

第一条 最高裁判所に大法廷首席書記官及び小法廷首席書記官を置く。

2 大法廷首席書記官及び小法廷首席書記官は、大法廷又は当該小法廷に配置された裁判所書記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から最高裁判所が命ずる。

3 大法廷首席書記官は、最高裁判所の裁判所書記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどる。

4 小法廷首席書記官は、当該小法廷に配置された裁判所書記官の一般執務について指導監督する。

（昭三八最裁規五・昭四〇最裁規五・昭五三最裁規一・一部改正）

（訟廷首席書記官）

第二条 最高裁判所に訟廷首席書記官を置く。

2 訟廷首席書記官は、大法廷に配置された裁判所書記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から最高裁判所が命ずる。

3 訟廷首席書記官は、大法廷首席書記官の命を受け、訟廷事務をつかさどる外、大法廷及び小法廷の庶務に関する事項を整理する。

（昭三八最裁規五・追加、昭五三最裁規一・旧第一条の二線下・一部改正）

（首席書記官）

第三条 高等裁判所及び地方裁判所に民事の首席書記官及び刑事の首席書記官を、最高裁判所の指定する家庭裁判所に家事の首席書記官及び少年の首席書記官を、他の家庭裁判所に首席書記官を置く。

- 2 最高裁判所の指定する簡易裁判所に民事の首席書記官及び刑事の首席書記官又は首席書記官を置く。
- 3 首席書記官は、当該裁判所（支部を除く。）の裁判所書記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から最高裁判所が命ずる。
- 4 高等裁判所及び地方裁判所の民事の首席書記官及び刑事の首席書記官は、当該裁判所の民事又は刑事の事務を取り扱う裁判所書記官及び裁判所速記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどる。
- 5 第一項の規定による指定を受けた家庭裁判所の家事の首席書記官及び少年の首席書記官は、当該家庭裁判所の家事又は少年の事務を取り扱う裁判所書記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどり、他の家庭裁判所の首席書記官は、当該家庭裁判所の裁判所書記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどる。
- 6 第二項の規定による指定を受けた簡易裁判所の民事の首席書記官及び刑事の首席書記官は、当該簡易裁判所の民事又は刑事の事務を取り扱う裁判所書記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどり、同項の規定による指定を受けた簡易裁判所の首席書記官は、当該簡易裁判所の裁判所書記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどる。

（昭三〇最裁規一・昭四〇最裁規二・昭四〇最裁規五・昭四二最裁規六・一部改正、昭五三最裁規一・旧第二条繰下・一部改正、昭五六最裁規三・平六最裁規三・平一六最裁規七・一部改正）

（知的財産高等裁判所首席書記官）

第三条の二 知的財産高等裁判所に知的財産高等裁判所首席書記官を置く。

- 2 知的財産高等裁判所首席書記官は、知的財産高等裁判所の裁判所書記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から最高裁判所が命ずる。
- 3 知的財産高等裁判所首席書記官は、知的財産高等裁判所の裁判所書記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどる。

（平一七最裁規七・追加）

（次席書記官）

第四条 最高裁判所の指定する高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所に民事の次席書記官及び刑事の次席書記官を、最高裁判所の指定する家庭裁判所に家事の次席書記官及び少年の次席書記官、家事の次席書記官又は次席書記官を置く。

- 2 次席書記官は、当該裁判所（支部を除く。）の裁判所書記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から最高裁判所が命ずる。
- 3 第一項の規定による指定を受けた高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所の民事の次席書記官及び刑事の次席書記官は、裁判所書記官及び裁判所速記官の一般執務（簡易裁判所の民事の次席書記官及び刑事の次席書記官にあつては、裁判所速記官の一般執務を除く。）についての指導監督及び訟廷事務に關し、当該裁判所の民事の首席書記官又は刑事の首席書記官を助ける。
- 4 第一項の規定による指定を受けた家庭裁判所の家事の次席書記官及び少年の次席書記官は、裁判所書記官の一般執務についての指導監督及び訟廷事務に關し、当該家庭裁判所の家事の首席書記官又は少年の首席書記官を助け、同項の規定による指定を受けた家庭裁判所の次席書記官は、裁判所書記官の一般執務についての指導監督及び訟廷事務に關し、当該家庭裁判所の首席書記官を助ける。

（昭四三最裁規一・追加、昭四五最裁規四・一部改正、昭五三最裁規一・旧第二条

の二線下・昭五六最裁規三・平一二最裁規一〇・平一六最裁規七・平一九最裁規三・平二三最裁規二・一部改正)

(総括主任書記官)

第四条の二 最高裁判所の指定する地方裁判所に総括主任書記官を置く。

2 総括主任書記官は、当該地方裁判所（支部にあつては、次席書記官の配置された支部に限る。）の部（下級裁判所事務処理規則（昭和二三年最高裁判所規則第一六号）第四条の部をいう。以下同じ。）又は部とみなされるもの（同規則第一〇条の二第二項の規定により部とみなされるものをいう。以下同じ。）に配置された裁判所書記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から最高裁判所が命じる。

3 総括主任書記官は、当該部又は部とみなされるものに配置された主任書記官並びにその指導監督を受ける裁判所書記官及び裁判所速記官の一般執務について指導監督する。

(平一〇最裁規三・追加、平一六最裁規七・平二二最裁規二・一部改正)

(主任書記官)

第五条 高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所に主任書記官を置く。

2 主任書記官は、部又は部とみなされるものに配置された裁判所書記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、高等裁判所の主任書記官については当該高等裁判所が、その他の裁判所の主任書記官については当該裁判所の所在地を管轄する高等裁判所が命ずる。

3 主任書記官は、当該部又は部とみなされるものに配置された裁判所書記官及び裁判所速記官の一般執務（主任速記官の置かれている部又は部とみなされるものにあつては、これに配置された裁判所速記官の一般執務を除く。）について指導監督する。

4 高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所の支部（知的財産高等裁判所及び次席書記官の配置された支部を除く。）又は簡易裁判所（第三条第二項の規定による指定を受けた簡易裁判所を除く。）の主任書記官が二人以上であるときは、上席の主任書記官が、当該支部又は簡易裁判所の裁判所書記官及び裁判所速記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどる。

5 高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所の支部又は簡易裁判所の主任書記官が一人であるときは、その主任書記官が、当該支部又は簡易裁判所の訟廷事務をつかさどる。

(昭三四最裁規一三・昭四〇最裁規二・昭四〇最裁規五・昭四二最裁規六・一部改正、昭五三最裁規一・旧第三条線下・一部改正、昭五六最裁規三・平六最裁規三・平一六最裁規七・平一七最裁規七・平二二最裁規二・一部改正)

(主任速記官)

第五条の二 最高裁判所の指定する地方裁判所に主任速記官を置く。

2 主任速記官は、当該地方裁判所の部又は部とみなされるものに配置された裁判所速記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、当該地方裁判所の所在地を管轄する高等裁判所が命ずる。

3 主任速記官は、当該部又は部とみなされるものに配置された裁判所速記官の一般執務について指導監督する。

(昭五六最裁規三・追加、平一六最裁規七・一部改正)

(訟廷管理官)

第六条 高等裁判所及び地方裁判所に民事の訟廷管理官及び刑事の訟廷管理官を、最高裁判所の指定する家庭裁判所に家事の訟廷管理官及び少年の訟廷管理官を、他の家庭裁判所に訟廷管理官を置く。

- 2 最高裁判所の指定する高等裁判所及び地方裁判所の支部並びに簡易裁判所に民事の訟廷管理官及び刑事の訟廷管理官又は訟廷管理官を、最高裁判所の指定する家庭裁判所の支部に家事の訟廷管理官及び少年の訟廷管理官又は訟廷管理官を置く。
- 3 訟廷管理官は、当該裁判所の裁判所書記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、高等裁判所の訟廷管理官については当該高等裁判所が、他の裁判所の訟廷管理官については当該裁判所の所在地を管轄する高等裁判所が命ずる。
- 4 訟廷管理官は、その下に配置された裁判所速記官の一般執務について指導監督し、かつ、首席書記官、知的財産高等裁判所首席書記官、第五条第四項の上席の主任書記官又は同条第五項の主任書記官の命を受けて訟廷事務（裁判員調整官の置かれている地方裁判所にあつては裁判員及び補充裁判員の選任に関する訟廷事務を、速記管理官の置かれている地方裁判所にあつては速記に関する訟廷事務をそれぞれ除く。）をつかさどる。

（昭三四最裁規一三・追加、昭四四最裁規七・一部改正、昭五三最裁規一旧第四条繰下・一部改正、昭五六最裁規三・平一六最裁規七・平一七最裁規七・平二〇最裁規七・一部改正）

（裁判員調整官）

第六条の二 地方裁判所及び最高裁判所の指定する地方裁判所の支部に裁判員調整官を置く。

- 2 裁判員調整官は、当該地方裁判所の裁判所書記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、当該地方裁判所の所在地を管轄する高等裁判所が命ずる。
- 3 裁判員調整官は、刑事の首席書記官の命を受けて裁判員及び補充裁判員の選任に関する訟廷事務をつかさどる。

（平二〇最裁規七・追加、平成二二年最裁規二・一部改正）

（速記管理官）

第七条 最高裁判所の指定する地方裁判所に民事の速記管理官及び刑事の速記管理官又は速記管理官を置く。

- 2 速記管理官は、当該地方裁判所（支部を除く。）の裁判所速記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、当該地方裁判所の所在地を管轄する高等裁判所が命ずる。
- 3 速記管理官は、その下に配置された裁判所速記官の一般執務について指導監督し、当該地方裁判所のその他の裁判所速記官の一般執務についての指導監督に関し、首席書記官を助け、かつ、首席書記官の命を受けて速記に関する訟廷事務をつかさどる。

（昭五三最裁規一・追加、昭五六最裁規三・平九最裁規六・平一六最裁規七・一部改正）

（他の法令に定める裁判官、裁判所書記官等の権限との関係）

第八条 この規則に定める大法廷首席書記官、小法廷首席書記官、訟廷首席書記官、首席書記官、知的財産高等裁判所首席書記官、次席書記官、総括主任書記官、主任書記官、主任速記官、訟廷管理官、裁判員調整官及び速記管理官の権限は、裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）その他の法令に定める裁判官、裁判所書記官及び裁判所速記官の権限に影響を及ぼし、又はこれを制限することはない。

（昭三四最裁規一三・旧第四条繰下・一部改正、昭三八最裁規五・昭四〇最裁規五・昭四三最裁規一・昭四四最裁規七・一部改正、昭五三最裁規一・旧第五条繰下・一部改正、昭五六最裁規三・平一七最裁規七・平二〇最裁規七・一部改正）

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和三〇年三月一日最高裁判所規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和三四年一〇月一日最高裁判所規則第一三号）

1 この規則は、昭和三四年一一月一日から施行する。

2 この規則の施行前に行われた主任書記官の任命は、この規則による改正後の第三条の規定によつて行われたものとみなす。

附則（昭和三八年四月二二日最高裁判所規則第五号）

この規則は、昭和三八年五月一日から施行する。

附則（昭和四〇年一月二九日最高裁判所規則第二号）抄

1 この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和四〇年三月三一日最高裁判所規則第五号）

この規則は、昭和四〇年四月一日から施行する。

附則（昭和四二年六月一〇日最高裁判所規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和四三年四月二〇日最高裁判所規則第一号）

この規則は、昭和四三年五月一日から施行する。

附則（昭和四四年九月一日最高裁判所規則第七号）抄

1 この規則は、昭和四四年一〇月一日から施行する。

2 この規則施行の際現に訟廷事務主任の職にある者は、別に辞令を發せられないときは、訟廷管理官を命ぜられたものとみなす。

附則（昭和四五年五月二五日最高裁判所規則第四号）

この規則は、昭和四五年六月一日から施行する。

附則（昭和五三年二月三日最高裁判所規則第一号）抄

（施行期日）

1 この規則は、昭和五三年二月一五日から施行する。

附則（昭和五六年三月三〇日最高裁判所規則第三号）抄

（施行期日）

1 この規則は、昭和五六年四月六日から施行する。

附則（平成六年六月三〇日最高裁判所規則第三号）

この規則は、平成六年八月一日から施行する。

附則（平成九年一一月二六日最高裁判所規則第六号）

この規則は、平成九年一二月一日から施行する。

附則（平成一〇年七月二七日最高裁判所規則第三号）

この規則は、平成一〇年八月一日から施行する。

附則（平成一二年七月一九日最高裁判所規則第一〇号）

この規則は、平成一二年八月一日から施行する。

附則（平成一六年三月三一日最高裁判所規則第七号）抄

1 この規則は、裁判所法の一部を改正する法律（平成十六年法律第八号）の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

附則（平成一七年二月一四日最高裁判所規則第七号）

この規則は、知的財産高等裁判所設置法（平成十六年法律第百十九号）の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

附則（平成一七年七月二七日最高裁判所規則第一一号）

この規則は、平成一七年八月一日から施行する。

附則（平成一九年三月二九日最高裁判所規則第三号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成二〇年五月三〇日最高裁判所規則第七号）

この規則は、平成二十年八月一日から施行する。

附則（平成二二年三月一七日最高裁判所規則第二号）

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則（平成二三年七月二九日最高裁判所規則第二号）

この規則は、平成二十三年八月一日から施行する。

## 1 裁判所職員採用試験

裁判所事務官	総合職試験（裁判所事務官）		一般職試験（裁判所事務官）	
	(院卒者区分)	(大卒程度区分)	(大卒程度区分)	(高卒者区分)
受験資格	30歳未満であつて、院卒及び院卒見込みの者	21歳以上30歳未満の者	21歳以上30歳未満の者	高卒見込み及び卒業後2年以内の者（中学卒業後2年以上5年未満の者も受験可）
試験内容	第1次試験	基礎能力試験（多肢選択式）		
	第2次試験	専門試験（多肢選択式）		作文試験
	政策論文試験（記述式）	論文試験（小論文）		
	論文試験（小論文、特例希望者のみ）			
	第3次試験	専門試験（記述式）	専門試験（記述式）	
		人物試験（個別面接）	人物試験（個別面接）	人物試験（個別面接）
		人物試験（集団討論及び個別面接）		

○総合職試験（裁判所事務官）は、政策の企画立案に係る高い能力を有するかどうかを、一般職試験（裁判所事務官）は、的確な事務処理に係る能力を有するかどうかを重視して行う試験です。

家庭裁判所調査官補	総合職試験（家庭裁判所調査官補）	
	(院卒者区分)	(大卒程度区分)
受験資格	30歳未満であつて、院卒及び院卒見込みの者	21歳以上30歳未満の者
試験内容	第1次試験	基礎能力試験（多肢選択式）
	専門試験（記述式）	
	政策論文試験（記述式）	
	専門試験（記述式）	
	人物試験（集団討論及び個別面接）	

（注）年齢の基準日：受験する年の4月1日

## 2 裁判所職員総合研修所裁判所書記官養成課程入所試験

養成課程	受 験 資 格			試験内容
	官 職	学 歴	在職年数・年齢	
第一部	事務官 速記官 技官 家裁調査官補	大学(法)卒	年齢不問	筆記試験(論文式) 第一部 憲法、民法、刑法及び民事訴訟法又は刑事訴訟法 第二部 憲法、民法及び刑法 口述試験
		上記以外	1年 23歳以上	

(注) 受験資格の基準日:在職年数については試験の翌年の3月31日, 年齢については試験の翌年の4月1日

## 3 裁判所書記官任用試験

受 験 資 格		試験内容
官 職	在職年数	
事務官	① 旧事務官I種試験、旧総合職試験(法律・経済区分)又は総合職試験(裁判所事務官)合格者	筆記試験(論文式) 憲法、民法、刑法及び民事訴訟法(民事訴訟規則を含む。)
速記官	② 旧事務官II種試験、旧一般職試験(大卒程度試験)又は一般職試験(裁判所事務官、大卒程度区分)合格者	又は刑事訴訟法(刑事訴訟規則を含む。)
技官	③ その他	口述試験
家裁調査官(補)	※ ②又は③に定める者のうち大学(法)卒の者は、それぞれ1年在職年数を短縮する。	実務試験

(注) 受験資格の基準日:在職年数は試験を実施する年の3月31日

## 各裁判所の組織は、大別すると、 「裁判部門」と「司法行政部門」に分けられます。

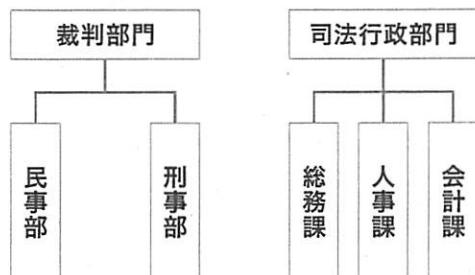
### 裁判部門

裁判部門では、各種の事件を裁判官が審理・裁判しますが、その裁判を支える職種として、裁判所書記官、家庭裁判所調査官、裁判所事務官などが置かれています。

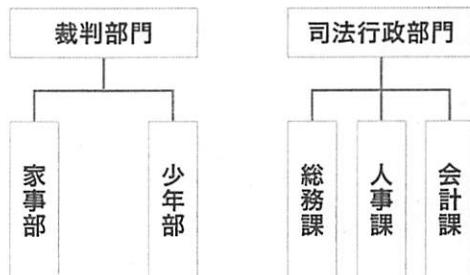
### 司法行政部門

司法行政部門では、事務局（総務課、人事課、会計課等）が設置され、裁判事務の合理的・効率的な運用を図るために、人や設備などの面で裁判部門を支援する職務を裁判所事務官などが行っています。

#### 地方裁判所の一例



#### 家庭裁判所の一例



### キャリアパス

裁判所では、学歴や採用年次などにとらわれることなく選考により管理職に昇任する仕組みをとっています。日々のOJTや研修などによりスキルアップを図ることができ、全ての職員に対して意欲と能力に応じた多様なキャリアパスが開かれています。

昇進の具体的イメージは次のとおりです。異動・昇進は裁判部と事務局相互間でも行われます。

#### 裁判部

裁判所事務官 → 裁判所書記官 → 主任書記官（訟廷管理官） → 次席書記官 → 首席書記官

#### 事務局

係長 → 課長補佐 → 課長 → 事務局次長 → 事務局長

#### 裁判部

家庭裁判所調査官補 → 家庭裁判所調査官 → 主任家庭裁判所調査官 → 次席家庭裁判所調査官 → 首席家庭裁判所調査官

## 別表第一 行政職俸給表（第六条関係）

## イ 行政職俸給表(一)

職員 の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		号俸	俸給月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700	458,000	521,300
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100	461,100	524,200
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600	464,100	527,300
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000	467,100	530,400
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900	470,100	533,500
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200	473,100	535,800
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300	476,100	538,300
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500	479,200	540,700
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500	481,900	543,100
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600	485,000	544,900
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700	488,000	546,700
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800	491,100	548,600
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500	493,800	550,300
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300	496,100	551,700
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300	498,400	553,000
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300	500,700	554,100
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200	502,800	555,400
	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000	504,200	556,400
	19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800	505,700	557,300
	20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500	507,100	558,200
	21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300	508,300	559,100
	22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800	509,700	
	23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200	511,200	
	24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700	512,700	
	25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100	513,800	
	26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400	514,900	
	27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700	516,100	
	28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900	517,300	
	29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900	518,300	
	30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600	519,200	
	31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400	520,100	
	32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100	521,000	
	33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800	521,800	
	34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600	522,700	
	35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300	523,400	
	36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900	523,900	
	37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	464,400	524,600	
	38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	465,000	525,200	
	39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500	465,600	526,000	
	40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300	466,200	526,600	

	41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900	466,700	527,100	
	42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600	467,200		
	43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300	467,600		
	44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000	467,900		
	45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800	468,200		
	46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600			
	47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000			
	48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700			
	49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200			
	50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600			
	51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000			
	52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400			
	53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800			
	54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200			
	55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600			
	56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900			
	57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200			
	58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600			
	59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900			
	60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200			
再任 用職 員以 外の 職員	61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500			
	62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700				
	63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000				
	64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300				
	65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600				
	66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900				
	67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200				
	68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500				
	69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700				
	70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000				
	71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300				
	72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600				
	73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800				
	74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100				
	75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400				
	76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600				
	77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800				
	78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100				
	79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400				
	80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600				
	81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800				
	82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100				
	83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400				
	84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600				
	85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800				
	86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900					
	87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200					
	88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400					

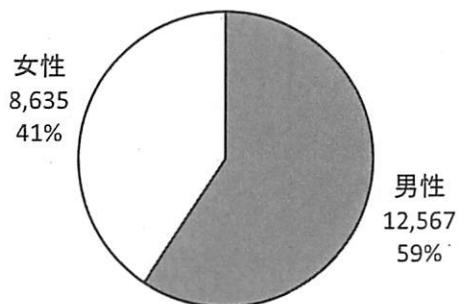
89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600						
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900						
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200						
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400						
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600						
94		294,400	342,200								
95		294,800	342,700								
96		295,200	343,100								
97		295,400	343,200								
98		295,700	343,700								
99		296,100	344,100								
100		296,500	344,400								
101		296,700	344,700								
102		297,000	345,100								
103		297,400	345,500								
104		297,700	345,900								
105		297,900	346,400								
106		298,200	346,800								
107		298,600	347,200								
108		298,900	347,600								
109		299,100	348,100								
110		299,500	348,500								
111		299,900	348,800								
112		300,200	349,100								
113		300,300	349,600								
114		300,600									
115		300,900									
116		301,300									
117		301,500									
118		301,700									
119		302,000									
120		302,300									
121		302,700									
122		302,900									
123		303,200									
124		303,500									
125		303,800									
再任用職員		187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400	389,500	440,600	521,000

備考(一) この表は、他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

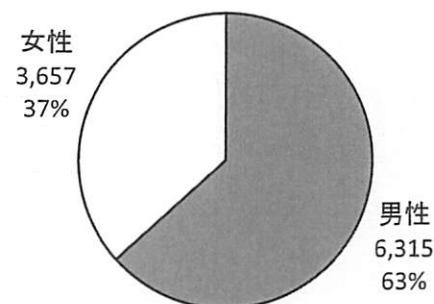
(二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、183,700円とする。

## 裁判所職員の官職別・男女別人員構成(H29.7.1現在)

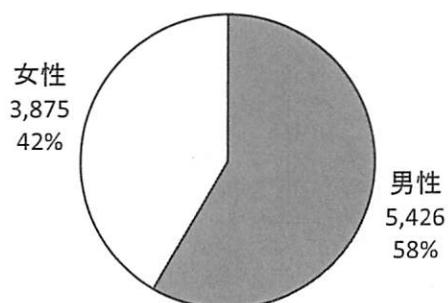
行一職員



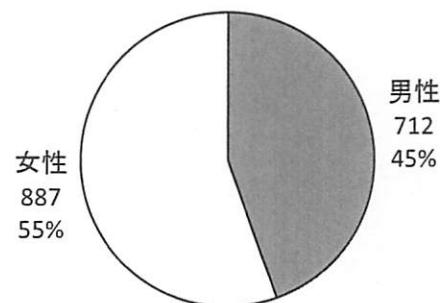
書記官



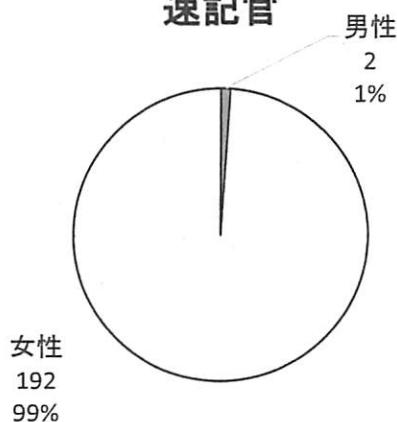
事務官



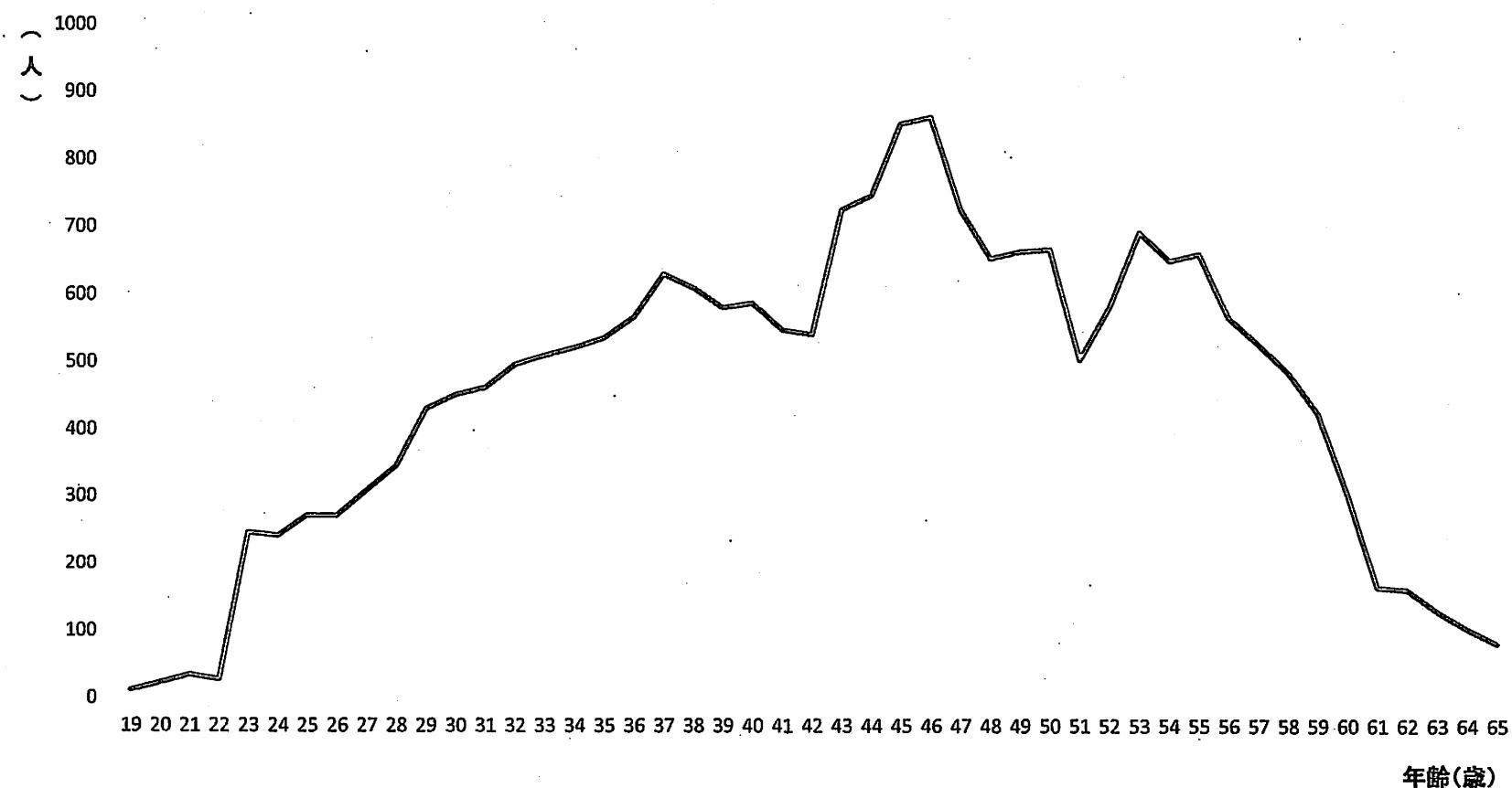
家裁調査官



速記官



### 行(一)職員の年齢構成(H29.7.1現在)



【資料14】

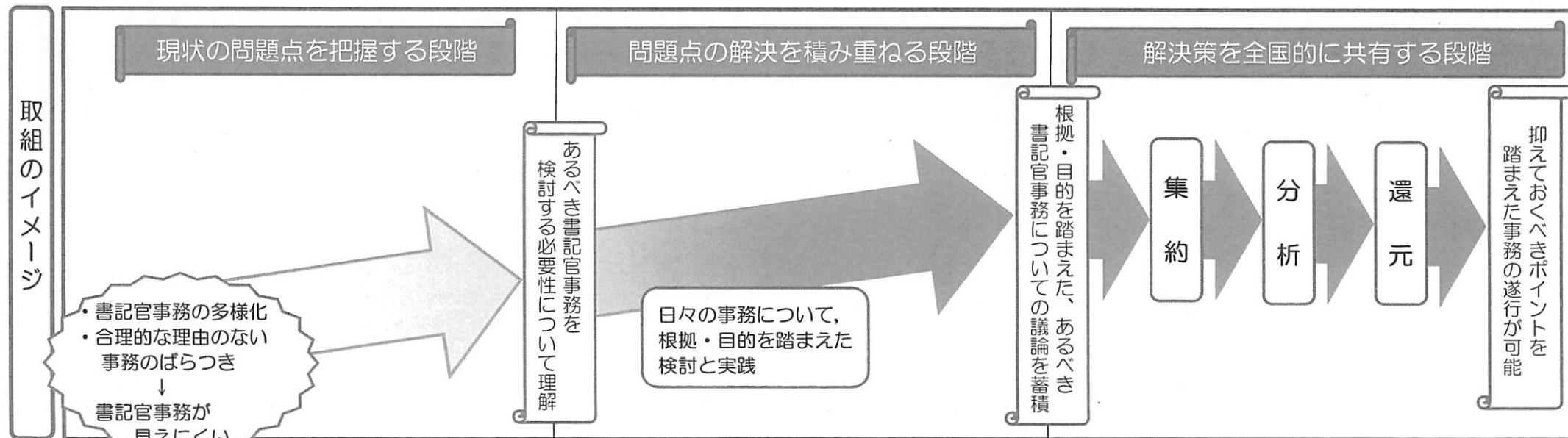
## 裁判所における男女別・試験別採用状況

		平成29年度 (平成28年度試験)	平成28年度 (平成27年度試験)			平成27年度 (平成26年度試験)	平成26年度 (平成25年度試験)	平成25年度 (平成24年度試験)
事務官	総合職 (裁判所事務官)	10 ( 1 ) [ 10.0% ]	11 ( 6 ) [ 54.5% ]	総合職 (法律・経済区分)	20 ( 7 ) [ 35.0% ]	16 ( 8 ) [ 50.0% ]	4 ( 2 ) [ 50.0% ]	
		5 ( 0 ) [ 0.0% ]	4 ( 3 ) [ 75.0% ]		14 ( 3 ) [ 21.4% ]	13 ( 6 ) [ 46.2% ]	4 ( 2 ) [ 50.0% ]	
	大卒程度	5 ( 1 ) [ 20.0% ]	7 ( 3 ) [ 42.9% ]	大卒程度	6 ( 4 ) [ 66.7% ]	3 ( 2 ) [ 66.7% ]	0 ( 0 ) [ - ]	
		352 ( 190 ) [ 54.0% ]	277 ( 154 ) [ 55.6% ]		327 ( 166 ) [ 50.8% ]	369 ( 192 ) [ 52.0% ]	351 ( 194 ) [ 55.3% ]	
	一般職 (裁判所事務官)	38 ( 18 ) [ 47.4% ]	28 ( 18 ) [ 64.3% ]	一般職 高卒者	31 ( 22 ) [ 71.0% ]	24 ( 16 ) [ 66.7% ]	51 ( 45 ) [ 88.2% ]	
		42 ( 33 ) [ 78.6% ]	42 ( 36 ) [ 85.7% ]		45 ( 31 ) [ 68.9% ]	48 ( 36 ) [ 75.0% ]	48 ( 35 ) [ 72.9% ]	
	家調補	11 ( 9 ) [ 81.8% ]	9 ( 9 ) [ 100.0% ]	総合職 (人間科学区分)	14 ( 13 ) [ 92.9% ]	10 ( 8 ) [ 80.0% ]	14 ( 12 ) [ 85.7% ]	
		31 ( 24 ) [ 77.4% ]	33 ( 27 ) [ 81.8% ]		31 ( 18 ) [ 58.1% ]	38 ( 28 ) [ 73.7% ]	34 ( 23 ) [ 67.6% ]	
計		442 ( 242 ) [ 54.8% ]	358 ( 214 ) [ 59.8% ]		423 ( 226 ) [ 53.4% ]	457 ( 252 ) [ 55.1% ]	454 ( 276 ) [ 60.8% ]	

注 1 ( )内は女性を内数で示し, [ ]内は総数に対する女性の割合である。

2 平成25年度及び平成26年度は4月30日時点の採用者数, 平成27年度以降は4月1日時点の採用者数を取りまとめたものである。

## ○ 書記官事務の整理の取組の全体像



各段階のポイント	- 現状に対する問題意識の共有 -	- 日常的で主体的な検討と実践 -	- 分析・整理と各庁への還元 -
	<p><input type="checkbox"/> <u>どうして〇〇することが適切といえるのか？</u>  【答】前からそうしていたから 裁判官から指示されたから 当部ではそのような 取り決めがされているから 〇〇地裁ではそうやっているから</p> <p><input type="checkbox"/> <u>〇〇の適正さや必要性が明確でないのに漫然と事務を行っているのは問題ではないか？</u>  【答】明確でなくても特に問題なくやれている 忙しいからいちいち考えてられない</p> <p><input type="checkbox"/> <u>裁判官はどんな裁判をしたいのか？</u></p> <p><input type="checkbox"/> <u>そのために書記官に何を求めているか？</u></p> <p><input type="checkbox"/> <u>書記官はこれらを理解しているか？</u>  【答】・・・・・！</p>	<p><input type="checkbox"/> <u>条文上の根拠や趣旨を踏まえ動ける幅を把握</u> 「やらなければならない」と「やってはいけない」 「やったほうがいい」と「どちらでもいい」</p> <p><input type="checkbox"/> <u>裁判官との議論を踏まえ自分がすべきことを把握</u> 裁判を支える官職として何をすべきか</p> <p><input type="checkbox"/> <u>他の書記官との議論を踏まえ</u> <u>やり方を検討（積み重ね）</u> より効果的で、効率的な手法を検討</p> <p><input type="checkbox"/> <u>検討の成果の検証と共有</u></p>	<p><input type="checkbox"/> <u>検討の成果の集約</u></p> <p><input type="checkbox"/> <u>議論の内容を分析・整理し、</u> <u>事務を行うポイントの共有</u></p>

(平成30年2月)

## 家庭裁判所の現状と課題

最高裁判所事務総局家庭局

## 第1 家裁の事件の概況

### 1 家事事件等の概況

平成28年の家事事件及び人事訴訟等事件の新受総件数は102万2,765件であり、この10年間で約36%増となっている。このうち家事審判事件は83万5,716件（10年間で約43%増）、家事調停事件は14万0,641件（10年間で約8%増）で、これらが全体の約95%を占めている。家裁は、これまでも社会経済情勢の変化に対応し、事務処理の態勢や方式を工夫、改善してきたが、家事事件手続法（以下「家事法」という。）の趣旨やその背景にある国民のニーズを踏まえて、事件の種別を問わず、従来の運用を根本から見直していく必要がある。

#### （1）家事審判事件の概況

家事審判事件の約98%を占める別表第一審判事件については、特に成年後見関係事件や相続関係事件の増加が著しい。

他方、別表第二審判事件については、近年増加傾向にあったが、平成25年以降は減少傾向にある。もっとも、子の監護に関する処分事件は、依然として増加傾向にある。

#### （2）家事調停事件の概況

家事調停事件は、平成19年から平成24年までは概ね増加傾向にあったが、その後、高止まり状態にあり、平成28年も高水準にある。

#### （3）人事訴訟事件の概況

人事訴訟事件の新受件数は、平成16年4月1日に家裁へ移管された後、平成24年に最も多くなったが、平成25年以降は減少傾向にある。

#### （4）子の返還申立事件の概況

子の返還申立事件の新受件数は、平成26年（ただし、施行された4月以降）は9件、平成27年は26件、平成28年は25件であった（東京家裁及び大阪家裁のみ）。

### 2 少年事件の概況

少年保護事件の新受人員は、平成14年以降減少しており、平成28年は、約8万2,000人（前年比約12%減。10年間で約58%減）となっている。この減少傾向は、少年人口の減少が一つの要因と考えられるが、新受人員は、少年人口の減少割合以上に減少している。

事件種別で見ると、交通関係事件は一貫して減少しており、平成28年は約3万6,400人（前年比約7%減）となった。これは、10年前と比べると約50%減少したことになる。また、同様に一般事件も減少しており、平成28年は約4万5,600人（前年比約16%減）となった。凶悪犯（殺人、放火、強盗及び強姦）も、平成24年以降減少傾向にあり、

平成28年は約510人（前年比約14%減）となった。

もっとも、個別の事件を見ると、社会的関心を集める重大事件や、資質や家庭等の環境に根深い問題を抱えた少年の事件は少なくない。複雑多様な事件について、適正な事件処理が求められているといえる。

## 第2 家事事件関係

### 1 家事法の下における家事事件の運用

#### (1) 家事法施行の意義

平成25年1月に施行された家事法は、家族をめぐる社会状況や国民の法意識の変化を背景に、当事者間の利害の対立が先鋭化し、解決困難な紛争が増加しているという家事事件を取り巻く現状にふさわしい法的紛争解決手続を実現しようとするものであり、家事事件の手続を現代社会の要請に合致したものとするため、当事者等の手続保障に資する規定を拡充するなどし、また、手続をより利用しやすくするための制度を新設するなどしている。

家事法の下における家事事件の処理に当たっては、法の規定を遵守することは当然のことであるが、裁判官を始めとする各職員が、家事法が制定された背景をしっかりと理解した上、家事法の趣旨に則った運用の実現に努めることが求められている。

#### (2) 家事法の下における家事調停の運営

家事法の施行は、家裁の紛争解決機能を強化するための重要な契機と位置付けられるところであり、各家裁においては、家裁の主要な事件である家事調停の運営改善に取り組んでいる。

今後も、各庁において、裁判官の効率的な調停関与やそのために必要な関係職種の役割や連携の在り方を庁全体に定着させ、これを継続していくシステムをどのように構築し、維持していくかが課題と考えられる。

また、今まで積み重ねてきた総論的な議論を、具体的な事件の中でどのように実践していくのかといった視点で検討を深めていくことも重要であると思われる。

#### (3) 家事法の運用上の諸問題

申立書の写しの送付、子の意思の把握・考慮、電話・テレビ会議、調停に代わる審判（別表第二に掲げる事項につき新設）等、家事事件の手続に関し規定が新設されたものについては、それぞれ新設された趣旨等を十分に踏まえた運用の定着に向けた実務が積み重ねられているところである。

なお、家事事件に限らず、秘匿情報の適切な管理が課題とされており、

各家裁においては、これを実現するための職種間連携の在り方を含めた検討や実践が進められている。

## 2 後見関係事件及び財産管理人選任事件の運用見直し

### (1) 後見関係事件の運用見直しの現状

後見関係事件は、平成12年4月に現在の成年後見制度が始まって以来増加の一途をたどっており、平成28年12月末日現在の管理継続中の本人数は、約21万3,300人に上っている（平成27年12月末日時点は約20万1,100人）。また、政府が作成したオレンジプランによれば、我が国における認知症有病者数は平成37年には約700万人に上ると推計されており、成年後見制度の利用者数は、今後更に増加することが見込まれる。このような状況から、国民の成年後見制度に対する関心も高い状況にあり、近年、家裁においては、従前の制度運用がノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視といった成年後見制度の趣旨に沿ったものとなっているかという視点で検討を重ねてきた。

とりわけ、後見等監督の在り方については、後見人の裁量を尊重するという制度趣旨を踏まえたものとなっているかという点について、現状を客観的に検証した上で、実証的な視点を持って見直しが進められ、その結果、後見人が家裁に報告する事項を必要かつ十分な範囲に絞り込み、家裁が審査すべき事項を明確にするといった新たな監督手法が定着しつつある。今後は、成年後見制度の趣旨から在るべき後見監督の姿を検討するという取組の理念を序として継承していくことが課題である。

### (2) 外部機関との連携に向けた取組

平成28年5月、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行された。同法に基づいて設置された「成年後見制度利用促進委員会」において、政府が策定する「成年後見制度利用促進基本計画」について盛り込むべき事項について議論が重ねられ、平成29年1月に提出された同委員会の意見書には、市町村が主体となって、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築とその中核となる機関を設置することが望ましい旨が記載された。政府は、同意見書を踏まえ、平成29年3月24日、基本計画を閣議決定し、平成29年度から、基本計画に沿って制度の利用促進に関する取組が進められることとなった。制度の運用を担う裁判所としても、政府における取組を踏まえ、国民にとって利用しやすい制度の実現に向けた取組を進めていく必要がある。そのためには、後見等監督における運用の見直しに限らず、本人の生活状況等を踏まえた的確な後見人の選任や、後見開始後の本人及び後見人に対する継続的な支援

といった点についても、制度の理念に沿った運用の見直しを検討していくことが求められるが、裁判所内部における取組のみならず、利用者の身近なところで福祉行政を担っている市町村等やこれを支援する都道府県の関与が不可欠であり、また、市町村等が中核的役割を担うためにも、身上監護や財産管理において専門的な知見を有する専門職団体との連携が重要である。今後、各家裁がそのような外部機関と積極的に連携し、法の求める役割を果たしていくための取組を進めていくことが必要である。

### (3) 不正防止に関する取組

後見人等による不正事案数や被害額については、平成28年1月から12月までの1年間に報告された不正事案は502件、被害総額は約26億円で、前年と比べて減少した(平成27年1月から12月までに報告された不正事案は521件、被害総額は約29億7,000万円であった。)ものの、なお高い水準で推移している。

不正対応については、平成23年以来、各家裁において、不正対応時の緊急事務処理態勢の確立に向けた取組が進められており、一定の成果を上げつつあるように思われるが、今後も引き続き不正対応の重要性等について注意を喚起し、更なる不正被害を防止するために必要かつ合理的な措置を迅速に講ずることの重要性を十分に認識した運用を徹底することが必要である。

また、後見制度支援信託については、平成24年2月から平成28年12月末日までの間に、1万6,950件が契約締結に至っている。後見制度支援信託は、不正の事前予防を図ることのできる現状で最も効果的で、かつ低廉な費用で実現可能な仕組みであり、本人の財産保護に資すると考えられる。近年は、後見制度支援信託の利用に向けた事務フロー等も全国的に整ってきたところであり、今後、更なる利用拡大に向けた各家裁の取組が期待される。

さらに、最近では、各地の金融機関において、後見制度支援信託に並立・代替する預金商品の提供が始まってきており、後見人等の利便性も向上していくことが期待される。

### (4) 財産管理人選任事件の適正処理

相続財産管理人選任事件及び不在者財産管理人選任事件において、定期的に財産状況を確認することの必要性や、特に相続財産管理人選任事件において、管理終了に向けて計画的に清算手続を進めるため、管理人に対する助言や働き掛けを行うことの重要性については、平成13年度司法研究(司法研究報告書第55輯第1号「財産管理人選任等事件の実

務上の諸問題」参照)を始め、従来から繰り返し強調されてきたところである。また、財産管理上の問題を把握した後は、後見関係事件と同様に、財産の流出を阻止する措置を迅速に講じることが求められている。

### 3 人事訴訟事件の適正かつ迅速な審理

家裁に人事訴訟が移管されて13年が経過した。未済事件は、平成20年に若干減少したほかは年々増加し、平成23年12月末時点では1万件を超える状態となっていた。平成24年及び平成25年は約9,500件まで減少したが、平成26年は約9,800件と再び増加し、平成28年も同程度で推移している。

また、平均審理期間は長期化する傾向にあり、平成28年に終局した全事件の平均審理期間は12.3月であった。未済事件の平均審理期間も、平成24年は若干短縮したものの、平成25年以降は長期化傾向に戻っていることからすると、平均審理期間の長期化の原因を長期未済事件の優先的な処理に求めることは難しいと考えられる。

なお、地裁で処理していた当時(平成15年)よりも審理期間は約3.0か月長くなっている。特に、財産分与の申立てがある離婚の訴えでは、争点整理期間を中心に年々審理期間が長期化しており(平成19年は12.8月、平成28年は15.9月)、長期化の現状についての把握及び原因分析が重要であると指摘されている。また、財産分与の申立てがないものにおいても、審理期間が年々長期化している(平成19年は9.4月、平成28年は10.9月)ことを直視した上で、その原因分析及び対応策の検討が重要であると考えられる。

### 4 國際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の運用

国際結婚が破綻した場合等において、子が国境を越えて不法に連れ去られた際に、迅速に常居所地国に子を返還すること等を定めた「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」(以下「子奪取条約」という。)が、平成26年4月1日、日本について効力を生じ、その国内実施法(平成25年法律第48号)及び実施規則(平成25年最高裁判所規則第5号)も同日、施行された。

子の返還申立事件の第一審専属管轄を有する東京家裁及び大阪家裁並びに抗告審裁判所である東京高裁及び大阪高裁においては、適切な運用の確立に向けた取組がされている。なお、東京・大阪以外の家裁に係属する親権者の指定若しくは変更又は子の監護に関する処分についての審判事件及びこれらの抗告事件においても、一定の場合には、上記実施法及び実施規則の適用があるところであり、この点については留意が必要である。

## 5 最近の立法の動向について

(近時成立した法律について)

### (1) 再婚禁止期間に関する民法の一部改正

女性に係る再婚禁止期間を前婚の解消又は取消しの日から 6 か月と定める民法の規定のうち 100 日を超える部分は憲法違反であるとの最高裁判決があつたことを踏まえ、再婚禁止期間を 100 日に改めるなどの措置を講ずるための再婚禁止期間に関する民法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 71 号）が、平成 28 年 6 月 1 日に成立し、同月 7 日に公布、施行された。この法律は、①再婚禁止期間の短縮等（民法 733 条 1 項の定める再婚禁止期間を「前婚の解消又は取消しの日から 6 か月」から「前婚の解消又は取消しの日から起算して 100 日」に改めるとともに、同条 2 項を改めて女が前婚の解消若しくは取消しの時に懐胎していなかつた場合又は女が前婚の解消若しくは取消しの後に出産した場合には再婚禁止期間の規定を適用しないものとする。），②再婚禁止期間内にした婚姻の取消しに関する改正（民法 746 条を改め、再婚禁止期間の規定に違反した婚姻について、前婚の解消若しくは取消しの日から起算して 100 日を経過し、又は女が再婚後に出産したときは、その取消しを請求することができないこととする。）を、その内容としている。

### (2) 成年後見に関する議員立法の成立

平成 28 年 4 月、①家庭裁判所が、成年後見人の請求により、成年被後見人宛ての郵便物を成年後見人に配達すべき旨の嘱託をすることや、成年後見人が、家庭裁判所の許可を得て、被後見人の死亡後に火葬又は埋葬に関する契約の締結等の相続財産の保存に必要な行為をすることを可能とすることを内容とする民法等の改正法、②成年後見制度の利用促進に向けて必要な法改正等を検討するための政府の基本計画を策定するために、政府内に内閣総理大臣をトップとする「成年後見制度利用促進会議」を設置することなどを内容とする成年後見利用促進法の二つの議員立法がそれぞれ成立した。

①については、同年 10 月 13 日に施行されており、②については、同年 5 月 13 日に施行され、有識者で構成される「成年後見制度利用促進委員会」において、政府において閣議決定する「成年後見制度利用促進基本計画」に盛り込むべき事項の検討が行われ、平成 29 年 1 月、意見書が提出された。これを受けて、政府は、同年 3 月 24 日に基本計画を閣議決定した。今後、政府において、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間にわたって、基本計画に盛り込まれた利用促進策に段階

的・計画的に取り組んでいくことになる。

### (3) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の改正

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（平成27年法律第61号）が平成27年8月21日に成立し、平成28年4月1日から施行された。この改正により、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に規定する遺留分に関する民法の特例については、その適用範囲が、被相続人の推定相続人（相続が開始した場合に相続人となるべき者のうち被相続人の兄弟姉妹及びこれらの者の子以外のものに限る。）以外の者に対する特例中小企業者の株式等の贈与にも拡大された。

### (4) 児童虐待対応に関する児童福祉法等の改正

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第69号）が平成29年6月14日に成立し、平成30年4月2日に施行される。

この改正法は、①児福法28条の審判事件において家裁が都道府県に対して保護者指導措置を行うよう勧告できる場面の拡大、②保護者の意思に反して2か月を超えて引き続き一時保護を行うとともに家裁の承認審判を必要とする制度（家事事件手続法別表第一の128の2の項　児童相談所長又は都道府県知事の引き続いての一時保護についての承認の審判事件）の創設等を内容としている。

### （法案の提出が検討されているものについて）

### (5) 国際裁判管轄に関する規律等の整備

平成26年2月の法制審議会において諮問されていた人事訴訟事件及び家事事件の国際裁判管轄に関する規律等の整備について、平成27年10月に採択された要綱に沿った内容の人事訴訟法等の改正案が、第190回国会に提出され、継続審議となっていたところ、平成29年9月の衆議院解散により廃案となつたが、今後、再度法案が提出される予定である。この法案の主な内容は、①人事訴訟法の一部を改正し、人事に関する訴えについて日本の裁判所が管轄権を有する場合等を定めるとともに、②家事事件手続法の一部を改正して、家事事件について、その申立てに係る事件の類型ごとに日本の裁判所が管轄権を有する場合を定め、③民事執行法の一部を改正して、外国裁判所の家事事件における裁判についての執行判決を求める訴えについて、原則として家庭裁判所が管轄することを定めるというものである。

### (6) 相続法制の見直し

平成27年4月から、法制審議会民法（相続関係）部会において、①

配偶者の居住権を保護するための方策、②配偶者の相続分や可分債権の遺産分割における取扱いといった遺産分割に関する見直し、③自筆証書遺言の方式緩和や遺言執行者の権限の明確化といった遺言制度の見直し、④遺留分制度の見直し、⑤相続人以外の者の貢献を考慮するための方策等が検討されている。平成28年7月に中間試案が公表され、パブリックコメントを経て、同年10月から三読目の議論が行われていたところ、平成29年7月に中間試案後に追加された新たな方策等を対象として追加試案が公表され、同試案についてパブリックコメントが行われた。現在、平成30年2月の要綱の取りまとめ及び法務大臣への答申を目指して、議論が再開されている。

#### (7) 戸籍制度の検討

平成29年9月19日に開催された法制審議会第179回会議において、戸籍事務へのマイナンバー制度導入に係る戸籍法の改正について諮問され、これに基づき、平成29年10月から、法制審議会戸籍法部会において、戸籍事務にマイナンバー制度を導入し、各種申請の際に戸籍謄本の省略を可能とするようにするとともに、戸籍の記載事項の正確性を担保するための規定の整備等、戸籍法制の見直しのための要綱の取りまとめの検討がされている。この部会においては、家裁実務に影響のある事項として、戸籍訂正制度の在り方等についても検討されることとなっている。

#### (8) 成年年齢の引下げに関する動向等

##### ア 経緯等

平成19年に公布された日本国憲法の改正手続に関する法律（国民投票法）は、18歳（満年齢。以下同じ。）以上の者は国民投票の選挙権を有するとしつつ、附則において、18歳以上20歳未満の者が国政選挙に参加できること等となるよう、公職選挙法や民法等の関係法令に検討を加え、必要な法制上の措置を講じるものとしていた。これを受けて、平成21年10月には、法制審議会において、民法の成年年齢を18歳に引き下げるのが相当である旨の答申がされたが、その後も特段の法制上の措置が講じられることはなかった。

そのような中、平成26年6月20日、国民投票法の一部を改正する改正法が公布され（即日施行），同改正法の附則においては、国民投票法の投票権年齢が同法律の施行から4年後に18歳以上に引き下げること、同改正法の施行後速やかに、18歳以上20歳未満の者が国政選挙に参加できること等となるよう、公職選挙法や民法等の関係法令に検討を加え、必要な法制上の措置を講じること等が規定さ

れた。

これを受けて、公職選挙法の選挙権年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げるなどを主な内容とする公職選挙法等の一部を改正する法律が、平成27年6月19日に公布され、一部の規定を除いて平成28年6月19日から施行された。この法律の附則11条において、国は、国民投票法の投票権年齢及び選挙権年齢が18歳以上とされたことを踏まえ、民法、少年法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講じるものとする旨が定められている。

自民党は、平成27年9月、民法の成年年齢について、できる限り速やかに20歳から18歳に引き下げる法制上の措置を講じること、少年法適用対象年齢についても18歳未満に引き下げるのが適当であるが、法務省においては、18歳以上20歳未満を含む若年者に関する刑事政策の在り方について全般的に見直すことも視野に入れて、刑事政策上必要な措置を講じるための法制的検討を行うことを主な内容とする提言を示した。

#### イ 今後の予定等

このような動きを受けて、法務省では、現在、民法の成年年齢を18歳に引き下げる法改正の準備作業を行っている。具体的には、改正法施行時点で既に18歳、19歳に達している者が改正法の施行日に一斉に成年に達することによる支障やその他施行に伴う支障の有無等についてのパブリックコメントの結果等を踏まえ、民法の一部改正法案を提出することが検討されている。

家事事件において、成年年齢が引き下げる場合に影響が及ぶものとしては、親権喪失事件、親権停止事件、管理権喪失事件、親権・管理権辞任許可事件、未成年者を養子とする場合の養子縁組許可事件、離縁後の未成年後見人選任事件、離縁後の親権者の指定事件、未成年後見人選任事件、親権者の指定・変更事件などがある。また、養育費の支払終期の定め方との関係で、養育費増減額等請求事件の増加も考えられる。

#### (9) 特別養子縁組制度の改正動向

児童虐待の認知件数の増加等を受け、第190回通常国会では児童福祉法等の一部を改正する法律が成立した。同法附則では、児童の福祉の増進を図る観点から、特別養子縁組制度の利用促進の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされており、これを踏まえ、厚生労働省では「児童虐待対応における司法関与及び特

別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」が設置され、同検討会での議論の結果、養子となる者の年齢引上げ等の検討課題が示された。これを踏まえ、本年7月から、法務省を中心に「特別養子を中心とした養子制度の在り方に関する研究会」が開始され、法律改正に向けた議論が行われている。

#### **(10) 所有者不明土地問題と財産管理制度について**

土地の相続に関して協議が整わない、土地の価値が低いため相続したくないなどの理由によって相続登記がされず、登記簿からでは土地の所有者を確認できなかつたり、あるいは、戸籍等で相続人を確定できたとしても、相続が複数回生じているため極めて多数の相続人がいて、行政機関等が公共事業のために用地を取得しようとしたり、農地の集約や林地の管理等を行おうとしても、所有者の意向が確認できないためこれを行うことができず、問題が生じているとの指摘が、近年数多くされており、平成29年に入ってから、政府・与党は、この問題の解決に向けて取組を加速させている状況にある。同年6月には、まず、自民党において、財産管理制度の運用改善と市町村長による申立権の付与を求める提言がされ、その後、政府は、いわゆる「骨太の方針2017」において、問題解決に向けた法案を次期通常国会に提出するとともに、中長期的課題として、登記制度や土地所有権の在り方等について検討に着手するとの方針を閣議決定した。

これを受けて、現在、政府は、次期通常国会に提出する予定の法案の内容を検討しているが、国土交通省の国土審議会土地政策分科会特別部会は、同年12月、市町村長等に不在者財産管理人・相続財産管理人の選任申立権を付与する民法の特別措置を講ずるべきとの内容が盛り込まれた中間取りまとめを公表しており、そのとおりの立法がされれば、財産管理人選任事件の申立てが増加することも予想される。

また、平成29年10月から、登記制度・土地所有権の在り方に関する研究会が始められたところであり、この研究会では、物権法・登記法に関する論点について幅広く取り上げられ、財産管理制度に関する規律についても議論がされる見込みである。

#### **(11) 生殖補助医療に関する法整備**

自民党は、平成25年11月から、生殖補助医療に関するプロジェクトチームを立ち上げ、医療規制と親子関係法制の両面から検討してきた。現在、医療規制を切り離し、親子関係法制のみを先行して法案提出することが検討されている。

#### **(12) 親子断絶防止議員連盟**

平成23年民法改正においては、親権制度の見直しに併せて、民法766条に養育費や面会交流等が例示されたが、父母の離婚後等における養育費及び面会交流の確保については、政治的にも注目が集まっており、平成26年3月18日、超党派の「親子断絶防止議員連盟」が設立された。同議員連盟では、父母の離婚等があっても親子としての継続的な関係を維持・促進することが重要であるとの基本理念の下で、父母の努力義務や国等の責務の立法化に向けた準備が行われている。

### 第3 少年事件関係

#### 1 少年審判の機能の更なる強化

再非行少年の割合は、依然として高い水準にあり、少年刑事司法全体の再非行防止機能についてこれまで以上に厳しい目が向けられている。平成26年12月の犯罪対策閣僚会議においては、再犯・再非行の防止が、国の重要な政策課題と位置付けられた。また、平成28年12月に再犯の防止等の推進に関する法律が公布、施行されたことに伴い、少年院等の執行機関においては、再犯防止等に関する施策の推進と多機関による複合的な連携強化を図る取組が行われている。これらを踏まえると、決定機関である家裁としても、各機関の動向を注視し、その取組の進捗状況について把握しておくほか、非行のメカニズムの分析や再非行危険性の的確な評価に基づき少年にとってより適切な処遇を選択するとともに、処遇選択に至るプロセスにおいて教育的機能を十分に発揮するなど、少年審判の機能を更に充実・強化していく必要がある。

そして、家裁が決定機関としての役割を十分に果たすためには、家裁調査官において、非行のメカニズムを分析して再非行危険性を的確に評価し、これに基づく論理的で客観性の高い処遇意見を形成して、これを踏まえて裁判官がより適切な処遇選択を行うようにしていく必要がある。そのため、家裁調査官が行う社会調査について、裁判官とも共通認識を持ちつつ、行動科学の最新の知見に基づく統一的な分析枠組みを踏まえた客観的かつ実証的な調査の実現が求められている。

また、家裁には、適切な決定をすることのみならず、決定に至るプロセスにおいて教育的機能を発揮することも求められている。これを踏まえ、各府においては、家裁調査官が個別面接の中で行う保護的措置を含めて、少年が抱える特性や問題点に応じた保護的措置のプログラムが偏りなく設けられているかについて検証し、必要に応じて見直しを行うなどして、保護的措置の体系化を図るとともに、その標準化や共有化を図る取組が進められている。

## 2 手続全体における事務処理の在り方の検証・見直しの必要性

少年審判の機能を十分に發揮するためには、調査段階のみならず、家裁送致から終局決定まで、更には、決定後を含む手続全体において事務処理が適時適切に行われる必要があり、かかる観点から、手続全体における事務処理の在り方について不断の検証、見直しが求められている。

とりわけ、再非行防止の観点からは、少年の非行性が深刻な段階に至っていない在宅事件についても、少年審判の機能を十分に發揮することが必要と考えられる。

保護的措置の体系化は、このような観点から求められる改善策の一つであり、各家裁調査官が効果的な保護的措置を講じることを可能とするとともに、三職種が保護的措置の体系的な理解を共有して充実した審判運営を行うための有効なツールであると考えられる。

また、決定書副本を含む社会記録は、保護処分の執行機関において少年に対する処遇の方針及び計画を策定する上で重要な参考資料となるものであり、保護処分は決定があれば確定を待たずに執行に移行するため、事件終局とほぼ同時に記録の引渡しができるよう努め、仮に同時に引渡しができない場合には、遅くとも事件終局後1週間以内には、執行機関に到達するよう送付する必要があることに留意しなければならない。決定書作成の遅れ等により、終局決定から長期間経過した後に、決定書副本を含む社会記録を執行機関に送付するようなことがないよう、早期送付の意義を再確認し、必要に応じて事務処理の在り方を見直していくことが求められている。

## 3 被害者の審判傍聴制度等の運用

被害者等の審判傍聴制度の導入から8年が経過した。この間、運用において大きな問題は生じていないが、これは、各職員が慎重に運用に当たってきた結果であるといえる。特に傍聴対象事件については、今後も引き続き、被害者等の心情に配慮しつつも審判の本質的機能である教育的機能を十分に發揮するという法の趣旨に則った運用をするため、不断の改善に取り組んでいく必要がある。

傍聴対象事件については万全の態勢を整えて対応する必要があるが、既に各府に配布されている平成22年度司法研究「少年審判の傍聴制度の運用に関する研究」では、今後の課題として、対応の質を落とさずに態勢の合理化を図っていく必要があること、傍聴を実施する審判を適切に運営するためには合議体によるべき場合が多いと考えられるが、一部の府を除き、合議体による審理が低調であるため、事案に応じて必要な場合には積極的に合議体による審理（その前提としての回付を含む。）を行うようとする

必要があること、特に身柄事件は審理期間が限られており、事件受理後に合議や回付の検討を始めるのでは遅きに失することがあるため、あらかじめ、どのような場合に裁定合議決定や支部から本庁への回付をするかなどについて府内で検討して申合せ等で決めておく必要があり、既にそのような申合せをしている府があることが指摘されている。

傍聴制度及び説明制度の創設等を主な内容とする平成20年改正少年法の施行（平成20年12月15日）について平成28年の実施状況は、傍聴につき、許可34件（67人）、説明につき、申出362件（実施340件）であった。

#### 4 裁量による国選付添人制度等の適切な運用

裁量による国選付添人制度及び検察官関与制度の対象事件の範囲拡大等を主な内容とする少年法の一部を改正する法律が、一部の規定を除き、平成26年6月18日から施行された。

改正少年法の下における裁量による国選付添人制度の運用については、国選付添人の必要性判断を、立法の経緯や制度の趣旨を十分に踏まえて適切に行うとともに、選任過誤や選任遅滞を防止するため、普段から各庁の実情を踏まえて事務処理態勢を見直したり、職種間の連携を強化したりすることが極めて重要と考えられる。

#### 5 最近の立法作業の動向について

##### （1）少年院法等の施行

新たな少年院法、少年鑑別所法等が、平成27年6月1日にそれぞれ施行された。新少年院法は、少年院法を全面改正するもので、少年院の種類等の見直し・再編を含む矯正教育の基本的制度の法定化等が主な内容となっている。また、新法の制定・施行に伴い、少年審判規則の一部を改正する規則が、平成27年6月1日に施行されている。

新法により、少年院の種類が見直され、また、矯正教育課程が整備されたことにより、決定書の主文等や処遇勧告の在り方にも一部変更が求められるなど、家裁の事務にも一定の影響が生じることとなるため、平成27年5月15日付け家庭局第一課長事務連絡「少年の処遇に関する少年院等関係機関との連携等について」を発出した。引き続き、少年院等関係機関との連携を適切に図りつつ、新法、同事務連絡、法務省の関連通達等の内容や趣旨を十分に踏まえた事務を行う必要がある。

##### （2）社会貢献活動を保護観察の特別遵守事項とする制度

刑法等の一部を改正する法律が、平成25年6月に公布され、保護観察の特別遵守事項に社会貢献活動を加える制度が、平成27年6月1日に施行された。

本制度の導入により、従来、家裁において行われてきた社会奉仕活動型の保護的措置に直接的な影響が生じるものではないが、引き続き、保護観察において実施されている社会貢献活動の目的や実情を踏まえつつ、保護観察所との情報共有等の連携や少年に対する動機付け等を通じて、本制度の円滑な運用を図っていく必要がある。

### (3) 付添人の閲覧に関する措置等（少年審判規則の改正）

少年審判規則の一部を改正する規則が、平成28年10月7日に公布され、同年12月1日に施行された。

この改正は、少年審判手続の適正化を図るため、少年審判規則7条について、付添人による保護事件の記録等の閲覧に関する措置等の制度の創設のほか、平成28年6月3日に公布された刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部施行に伴い、観護の措置が勾留とみなされる場合の教示に関する規定の整備等を行ったものである。

このうち、特に記録等の閲覧に関する事務について、付添人による迅速な閲覧の機会を確保しつつ、適正な審判を実現するという改正の趣旨を踏まえた適切な運用を確保するためには、裁判所内部において、運用上の課題を踏まえて今後の運用の在り方を継続的に検討していくほか、関係機関との間でも緊密な連携を図っていくことが必要となることから、平成28年度少年実務研究会や平成29年度少年専門研究会（少年特別研究会）等における家庭局説明や各種の事務連絡等を通じて、改正の趣旨及び内容のほか、関係機関との連携を含む運用上の留意点等を各裁判所に周知するなどしている。

今後も、各庁において適切な運用が行われるよう、各種研究会等の機会を通じて運用上の留意点等について情報提供等をしていく予定である。

### (4) 少年法適用対象年齢の引下げに関する議論

第1の5(8)の成年年齢の引下げに関する動向等を踏まえ、少年法適用対象年齢を含む若年者に対する刑事法制の在り方全般について検討するため、平成27年11月から平成28年7月にかけて、法務省の「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」においてヒアリングが行われ、同年12月、勉強会の内容を取りまとめた報告書が公表された。同報告書には、年齢引下げについて示された意見の概要とともに、引き下げられた場合の若年者に対する刑事政策的措置が記載されている。この検討結果も踏まえ、平成29年2月9日に開催された法制審議会総会において、少年法における「少年」の年齢を18歳未満とすること並びに非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事の実体法及び手続法の整備の在り方並びに関連事項について諮問がされると

とともに、少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会の設置が決定され、同年3月から、同部会において、諮問事項に関する審議が行われている。

諮問事項については、第4回（同年6月29日）の会議において論点が確定され、同会議及び第5回（同年7月27日）の会議で各論点についての意見交換がされた後、第5回会議において、審議の進め方につき、少年法適用対象年齢の引下げを議論する前提として、犯罪者に対する処遇の議論を進めること、この議論に当たり、分科会を設けてそこで検討すべき課題を整理し、その結果を適宜部会で審議することが決められ、現在、三つの分科会において議論が行われている。第6回（同年12月19日）の会議で一度各分科会の中間報告がされたが、再び分科会での議論がされている。

少年法適用対象年齢の引下げについては、少年事件の処理や家裁調査官制度はもちろん、裁判所全体に与える影響が極めて大きい問題であるため、今後の動向を注視していく必要がある。

なお、平成28年6月19日から施行された公職選挙法等の一部を改正する法律（第1の5(8)参照）の附則には、選挙犯罪等についての少年法の特例として、家庭裁判所は、当分の間、18歳以上20歳未満の者による選挙犯罪等のうち連座制に係る事件について、その罪質が選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼすと認める場合には、少年法20条1項の決定（検察官送致決定）をしなければならない旨が定められるなどしている。これらの規律に関する運用の在り方は、個別の事案に応じて判断されるべき事項であるが、その立法趣旨を十分に踏まえることが求められる。

また、前記の公職選挙法の一部改正により、満18歳以上の者が投票できることとなったため、家庭裁判所に係属中の少年についても、対象となる少年の選挙権の行使に支障が生じないように取り扱われる必要がある。補導委託中の少年に関しては、家庭裁判所としても、補導委託先に対し、必要な情報提供や注意喚起を行っておく必要があるものと考えられ、これに関して、平成28年6月29日付け家庭局第一課長事務連絡「補導委託中の少年の選挙権の行使に対する配慮について」を発出している。

## 第4 家裁調査官関係

### 1 家裁調査官の中核的な役割・機能

#### (1) 検討の必要性

家裁調査官は、これまで、時々の事件状況や家裁の態勢に応じて、様々な事務を担ってきた。しかし、近年、社会情勢の変化や相次ぐ法改正を受けて、家裁における事件処理の在り方が大きく変わろうとする中で、家裁の機能をより充実させるために、家裁調査官にどのような役割・機能を担わせることが合理的かつ効果的かを改めて検討することが求められている。家裁調査官の活用については、その中核的な役割・機能を明らかにした上で、各庁の事件動向、事務処理態勢等の実情を踏まえて検討する必要があると考えられる。

## (2) 家裁調査官の中核的な役割・機能

家裁調査官に関しては、家裁に設置された趣旨とその職務の法的根拠から、その職務の根幹は、行動科学の知見及びそれに基づく面接技法等を基盤として、事実の調査と調整を行うことにあるといえる。具体的には、家裁調査官には、法的視点からだけでは適切な判断や解決方針を示せない場合に、行動科学の専門的知見をいかして、必要な事実を収集し、収集した事実を的確に分析・評価して客観的で科学的な裏付けを伴った将来予測を含む意見を提出したり（「行動科学の知見等に基づく事実の調査」），そのような分析、評価の結果に基づいて当事者、少年等に対する働き掛けや関係機関との調整を行う（「行動科学の知見等に基づく調整」）といったことが要請されている。これを踏まえて、家裁調査官の中核的な役割・機能は「行動科学の知見等に基づく事実の調査と調整」であると整理されている。

## 2 今後の課題

家裁の機能をより充実していくためには、裁判官をリーダーとするチームとして関係職種がそれぞれの役割・機能を発揮しつつ、協働していくことが重要である。そのためには、家裁調査官が行動科学の知見を活用して家庭事件の処理にいかに貢献できるかという観点から、その職務の具体的な内容について、まずは家裁調査官の中でよく考え、それを基に、裁判官等の関係職種と踏み込んだ議論や検討を継続的に行うことを通じ、家裁調査官の役割・機能についての共通認識を形成するとともに、役割・機能を発揮することが求められる分野（事件）において質の高い事務を確実に行う態勢を整えることが肝要と考えられる。

## 第5 家裁の裁判官の役割

家裁の裁判官には、個々の事件を適切に処理することはもとより、書記官のほか、家裁特有の家裁調査官、調停委員、参与員等の多様な職種に対するリーダーシップを発揮してこれらを統括し、組織としての家裁の運営

にも積極的に関与する役割が求められる。すなわち、裁判官は、まず何よりも、個々の事件の処理において主体的に各職種をリードする姿勢で取り組むことが必要であり、そのためには、事件の内容や特色を早期に的確に把握して審理方針と見通しを立てるという他の裁判所の裁判官と変わらない役割が求められることはいうまでもない。書記官に対しては、進行管理上の留意点や法的調査の在り方等について適切な指示を与えるとともに、家裁調査官に対しても、的確に調査の要点を伝え、調査の進行中も常にその動向に配意し、中間的な口頭報告を求めるばかりでなく主体的にケースカンファレンスを求めていくことなどが必要と考えられる。

さらに、家事調停事件においては、裁判官が実質的かつ効果的に関与することが必要であり、例えば、調停委員の指定や調停期日の指定についても意を用いるほか、解決方針の策定やそれに基づく合意形成に向けた働き掛けを行うために、評議を積極的に行ったり、必要に応じて調停期日への立会いを行ったりするなど、調停委員任せにすることなく、手続の主宰者として調停運営を中心となって進めていくことが重要である。

また、裁判官には、個々の事件処理の面にとどまらず、司法行政的な側面でも、庁としての事件処理態勢の整備改善や関係機関との連携の強化に主体的に取り組み、さらに、人間関係の面でも、信頼関係を築き連携を円滑に行えるよう組織の一体化を図っていくことも求められる。例えば、新規立法や法改正に伴う事件処理態勢の構築、事件処理要領の改定、事件の類型に応じた細則策定の要否の検討、手続選別（インテーク）基準の見直し、長期未済事件の処理方針の策定、少年や保護者に対する保護的措置の在り方など、各種事件処理の在り方に対する各職種の共通認識を深めるため、他の職種を交えた検討を主導することなどが求められる。また、対外的にも、福祉機関、捜査機関、執行機関などの関係機関との協議会の運営などにも中心となって積極的に関与することが望まれる。

以上